

ゆとりと豊かさ

ゆとりと豊かさに満ちた
「生活重視」型社会を目指して



通商産業省生活産業局 編

ゆとりと豊かさ

ゆとりと豊かさに満ちた
「生活重視」型社会を目指して

通商産業省生活産業局 編

刊行にあたって

本報告書は、1990年代における通商産業政策のビジョン作成作業の一環として、通商産業大臣の諮問機関である産業構造審議会の90年代政策部会「ゆとりと豊かさ政策小委員会」（委員長 木村尚三郎東京大学名誉教授）が、昨年9月以来7回に及ぶ精力的な審議を行った成果であります。

本委員会の報告には、次の3つの特色があるといえます。

第1は、政府、企業、国民それぞれが、ゆとりと豊かさに満ちた国民生活を実現するため、「生活重視」の発想に立つことが必要である旨強く指摘されていることであります。

90年代の10年間は、日本国民がこれまで積み上げてきた豊かな経済力を国民一人一人の豊かさにどうつなげていくかが大きな課題であり、そのためには、生活重視の発想に立って、諸般の課題に積極的に対応してゆくことが重要とされております。

第2は、そのような問題意識で現状を分析した結果、政府、産業界等において、今後取り組むべき課題として、非常に幅広い事柄が取り扱われている点であります。

第3に、「生活重視」の発想で進むことは、産業界にとっても、決してマイナスではなく、むしろ、人間の知性、感性を十分に活かした新しい価値の創造につながるという意味において、今後の産業界が目指すべき方向である旨強調されている点です。

今後において重要なことは、如何にこの報告書で示されている課題を実行していくかであります。通商産業省といたしましては、90年代を通じ、報告書で指摘された施策を積極的に展開していきたいと考えておりますが、産業界、国民各層におかれても、本報告書に示された今後の日本の「ゆとりと豊かさ」の在り方にについて、様々な角度から御議論いただくことが重要と考え、この度、本報告書を編纂し、関係各方面に活用していくだくこととしました。

最後に、御多忙のところ熱心に御検討いただいた木村委員長はじめ委員各位に対し改めて深く感謝の意を表します。

平成 2 年 6 月

通商産業省生活産業局長

南 学 政 明

「ゆとりと豊かさ政策小委員会中間報告」 の策定を終えて

今、時代は、大きな歴史的転換期を迎えています。それは、明日の輝きのために今日を犠牲にし、ひたすら堪え忍んでゴーイング・マイ・ウェイの精神に生き、未来に突き進む生き方から、人それぞれの仕方で今日の生活を重視し、調和と連帶、対話と協調の精神に生き、足許の現実を見つめながらともに生き合う心への転換です。

価値観の多様化、国際化の中で、質の高い生活文化を個人が創造していくという、新しい哲学がここから要請されてまいりますが、このような「ゆとりと豊かさ」を追及する生き方は、歴史上かつての文明成熟期（例えば江戸中期・後期、18世紀ヨーロッパ）にも見られたものでした。その中からしか、明日を拓き、世界に貢献する知恵が生まれないのが、現代の特徴だといえるでしょう。

これまでの「生産優先」型の考え方は国民生活の充実に大きな役割を果たしてきましたが、今後においては、「生活重視」の発想に立って諸般の課題に積極的に取り組むべきとの本報告は、ある意味で戦後日本のあり方そのものの転換を世界に向けて表明するものであるといえると思います。

平成2年6月

産業構造審議会 90年代政策部会

ゆとりと豊かさ政策小委員会

委員長 木 村 尚三郎

目 次

刊行にあたって

「ゆとりと豊かさ政策小委員会中間報告」の策定を終えて

第Ⅰ部 ゆとりと豊かさに満ちた「生活重視」型社会を目指して

本報告書の要旨	3
I. 「ゆとりと豊かさ」とは何か —今、なぜ「ゆとりと豊かさ」が求められるのか—	21
II. 「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を構築するために	26
1. 基本的な考え方 —「生活重視」の発想に基づく 「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会の構築—	26
2. 今後の基本的な方向	28
(1) 経済力に見合った真のゆとりと豊かさの実現	29
(2) より豊かでゆとりのある社会のための環境整備	38
III. 「ゆとりと豊かさ」の実現に向けての政府及び企業の役割	50
1. 政府の役割	50
2. 企業の役割	53
IV. いかにして「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を実現するか	57

V. 具体的課題と対応策の方向	60
1. 働く者のゆとりと豊かさ	60
(1) 労働時間短縮	60
(2) 創造性発揮のための職場環境の整備	61
2. 生活者のゆとりと豊かさ	64
(1) 土地政策	64
(2) 住宅政策	66
(3) 生活関連社会資本の整備	68
(4) 充実した余暇の実現	72
3. 消費者のゆとりと豊かさ	74
(1) 消費者行政の展開	74
(2) 物価政策	78
4. 優しい社会の実現	81
(1) 高齢化社会への対応	81
(2) 女性の社会進出への対応	85
(3) 人間感覚を重視した技術基盤の確立	86
5. 産業活動等を通じた国民生活の向上	
—生活文化提案型産業の発展支援—	88
(1) 産業活動を通じた生活文化創造のための基盤整備	88
(2) より豊かな生活空間創出のための各種施策の推進	90
(3) ライフスタイルの変化に対応した	
生活関連サービス産業の発展支援	92
(4) 流通システムの効率化と豊かな消費生活の実現	94

第II部 企業における「ゆとりと豊かさ」の追求（事例集）

I.	勤労者の自己実現欲求への対応	99
1.	時間的側面におけるゆとりの創出 99	
(1)	勤務時間の弾力化 99	
(2)	労働時間の短縮 100	
(3)	休暇制度の充実 102	
2.	勤労者の個性、立場の尊重 104	
(1)	女性の自己実現への貢献 104	
(2)	高齢者の自己実現への貢献 106	
(3)	個性発揮のための人事制度 108	
3.	職場環境によるゆとりの創出 109	
II.	社内福祉制度の充実	113
III.	よき企業市民としての社会一般への貢献	117
1.	社会福祉における貢献 117	
2.	文化・芸術活動における貢献 120	
3.	国際社会への貢献 121	
(1)	海外進出先地域への貢献 121	
(2)	国際交流 122	

第III部 参考資料

図表 1 世界のG N Pと各国シェアの推移と予測 127

図表 2 一人当たりG D Pの国際比較 128

図表 3 経済力と生活水準への国民意識 129

- 图表4 生活への満足度の推移 130
- 图表5 物の豊かさか、心の豊かさか 131
- 图表6 将来への備えか、毎日の生活か 132
- 图表7 今後の生活の力点 133
- 图表8 消費動向 134
- 图表9 教養娯楽用耐久財やスポーツ関連支出等の推移 135
- 图表10 労働者一人平均年間実労働時間の推移 136
- 图表11 労働時間、休日日数の国際比較 137
- 图表12 週休二日制普及率の推移 138
- 图表13 労働者一人平均年次有給休暇の推移 139
- 图表14 就業者当たり生産性指数及び時間当たり生産性指数の国際比較
(製造業) 140
- 图表15 時間当たり生産性指数の国際比較(製造業) 141
- 图表16 実質労働生産性の伸び 142
- 图表17 中小企業において労働時間短縮を進めにくい理由 143
- 图表18 労働時間短縮の効果・影響に関する企業の認識 144
- 图表19 労働時間短縮後の勤務・休暇パターン 145
- 图表20 東京都の1人当たり土地資産額の推移 146
- 图表21 住宅価格と住宅取得能力の推移 147
- 图表22 東京圏の未利用・低利用地 148
- 图表23 物価水準の国際比較 149
- 图表24 住宅の整備状況の国際比較 150
- 图表25 社会資本ストック額の推移(1990歴年価格) 151
- 图表26 主要各国の生活関連社会資本整備の現状 152
- 图表27 地方志向者が地方に望む環境整備 153
- 图表28 一人当たりオフィススペースの比較 154
- 图表29 人口に占める若年者及び高年齢者の比率の推移 155
- 图表30 ねたきり老人数の将来推計 156
- 图表31 就業を希望している高齢無業者の推移 157

- 図表32 女子雇用者数の推移 158
- 図表33 女子の労働力化率の推移 159
- 図表34 60歳以上定年制を採用する企業の割合 160
- 図表35 企業の従業員対策 161
- 図表36 法人企業の寄付額の推移 162
- 図表37 自由時間活動に関連した産業の伸び 163
- 図表38 昭和63年度消費者相談 事項別処理件数の割合 164
- 図表39 昭和63年度消費者相談 商品別・事項別処理件数の割合 165
- 図表40 サービスに係る消費者相談件数 166
- 図表41 資源サイクルと省エネルギー効果の試算（昭和62年度実績）167

第 I 部

ゆとりと豊かさに満ちた
「生活重視」型社会を目指して

産業構造審議会90年代政策部会
ゆとりと豊かさ政策小委員会
中間報告

本 報 告 書 の 要 旨

I. 基本的考え方

1. 戦後、我が国は荒廃の中から経済復興を目指し、驚異的な発展を遂げ、今や、世界に冠たる経済大国となった。この間、我が国経済は環境保全、消費者保護等の国民の要請にも応えつつ、自由な市場経済の下における効率的な生産体制の追求を基本的命題としてきた。今後においても、良質で安価な財やサービスの提供が行われる効率的な経済体制を維持することは、ゆとりに満ち、豊かさの実感できる社会を築くための最も重要な基盤である。
2. 他方、こうした物質的な豊かさが実現した今日、国民の間には、世界有数の日本の経済力と国民各個人の生活面での充実感との間に大きな隔たりがあるとの認識が深まっている。こうした状況の中で、生活の充実や成果の配分をより重視する考え方の重要性が高まっている。
3. 90年代の10年間は、今後の高齢化社会の到来に備え、これまで日本国民が叡智と勤勉性によって積み上げてきた豊かな経済力を国民一人一人の「ゆとりと豊かさ」につなげていくことにより、後世に

も通ずる真に「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を形成すべき時期と捉えるべきである。また、世界全体の豊かさに対してもいかに積極的に貢献していくかということが強く求められる時期でもある。

4. 「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を求めるることは、国民一人一人の生活の満足度を高めるという多元的な目標を追求することである。そして、それぞれの生活をいかにして充実させるかは、基本的には国民一人一人の選択にかかっている。

このためには、国民一人一人が人生の各段階において、それぞれのライフスタイルを自由に選択し、充実した生活を送ることが可能となるような環境整備を行うことが重要である。

5. 経済大国実現までの過程において、これまでの「生産優先」型の考え方は国民生活の充実に大きな役割を果たしてきたが、今後は、自由な市場経済の下で活力のある経済活動の展開を基本としつつも、上記国民の要請の変化を踏まえ、政府、企業、国民のそれぞれが、より一層「生活重視」の発想に立って諸般の課題に積極的に取り組むことが求められる。

6. 生産と生活との間で適正なバランスが確保され、国民生活の真の充実を図り、「人間性を重視する日本」を築き上げることは、国内においては、より質の高い創造的発展への飛躍を可能とともに

に、国際社会における諸外国との相互信頼関係の強化に寄与するものとなろう。

こういった方向への歩みこそ、あらゆる意味において、よりバランスのとれた日本を形成する。

II. 主要な課題と対応の方向

上記のような基本認識を踏まえ、眞の「ゆとりと豊かさ」を実現するためには、政府、企業、国民が生活重視の発想に立って、以下のような主要課題について、真剣に取り組むことが求められる。今後最も大切なことは実行である。

1. 経済力に見合った眞のゆとりと豊かさの実現

第一の課題は、時間、空間、物価の面で経済力にふさわしい「ゆとりと豊かさ」に満ちた生活が確保されるような社会経済構造を構築することである。

(1) 時間的ゆとりの創出

「ゆとりと豊かさ」実現のための貴重な財は時間である。主要先進国並みの労働時間を目指し、90年代前半に、週40時間労働を実現するよう努めるとともに、年間総労働時間1800時間の実現に向け、抜本

的な環境整備を進めるべきである。他方、労働とは個人の能力を最大限に発揮する自己実現の場であり、人々が真に働く喜びを感じうる充実時間としての労働の意義はますます高まることとなろう。このため、人々の創造的な活力が発揮できるような労働環境の整備が必要である。

＜具体的対応策＞

①労働時間の短縮

- ・時間当たり生産性あるいは時間当たり利益の向上（労働の量から質への転換）を重視する経営理念の普及
- ・業界全体としての、さらには関連業界をも含めた時短への実効ある取組み（業界全体の時短促進体制の強化、関連中小企業を含む業界の連続休暇の一斉実施等）
- ・時短を進めにくい中小企業に配慮した施策の展開（各種の支援策の実施）

②創造性発揮のための職場環境の整備

- ・勤務形態の柔軟化（フレックスタイム、サバティカル休暇等）
- ・職場環境の改善（ニューオフィス、サテライトオフィス、リゾートオフィス、ニューファクトリー等）

（2）空間的ゆとりの創出（土地に係る経済社会メカニズムの是正）

大都市圏を中心とする地価の高騰は、資産格差を拡大し、社会的不

公平感を著しく強めている。社会的公平の存在は、国民が「ゆとりと豊かさ」を感じられる不可欠の条件であり、また我が国が「平等社会」を維持してきたことが社会活力の源泉でもあったことを考えれば、土地問題は、我が国が当面取り組むべき最大の課題の一つである。

土地資源が有限であること、また、土地は国民生活や経済行為といった人間の諸活動の基盤をなしていることに鑑み、土地が資産運用の対象として位置付けられるのではなく、あくまでも土地利用の適正化を図るとの基本的視点に立って、種々の困難性を克服し、抜本的な土地政策を実行することが何よりも求められる。

このためには、土地の需給両面から総合的、かつ、計画的な施策を実行することが重要である。特に、土地の保有コストの適正化等により、保有に見合う利用が行われるようにするとともに、他方で宅地供給の拡大のため、低・未利用地の有効利用の促進、容積率についての下限設定の検討及び都心部における規制緩和を図るとともに、借地借家法の見直し、土地の証券化等について検討していくことが必要である。

また、より基本的な構造的課題として、首都圏への人口や政治・経済等の諸機能の一極集中は、首都圏での生活のゆとりを失わせ、また地方の活力低下や雇用機会の不足を招いており、政府機関、産業等の移転の推進、地方圏の産業・都市機能の向上等により、その是正が強く求められる。

＜具体的対応策＞

①土地政策

総合的かつ計画的な施策の推進

- ・土地保有に係る課税の適正化（一定規模以下の宅地への軽減措置等に配慮した土地保有課税の適正化、大都市地域の市街化区域内農地の宅地並み課税の推進等）
- ・開発利益等の社会還元の検討
- ・計画的な土地利用と規制緩和の推進（より広域的かつ詳細な土地利用計画の策定、低・未利用地の有効利用の促進、都心部の容積率の規制緩和及び下限設定の検討、借地借家法の見直し、土地の証券化等）
- ・住宅供給策の積極的実施（中高層集合住宅の建設促進等）

②一極集中の是正

- ・政府機関、産業等の移転の推進
- ・地方中核都市を拠点とした多極分散型の国土形成

(3) 物価構造の是正

我が国の物価水準は総じて安定しているとはいえ、国際的にみて、住居費等の住関連諸経費や食料品価格、運輸、通信等のサービス関連費用を含む物価水準が割高となっている。円高進行の過程で顕著となったこれらの内外価格差の是正は緊急に対応すべき重要な課題である。

る。今後においては、**価格メカニズムが働く分野においてそれをより有効に機能させること**を基本として、公的規制の緩和、一層の輸入拡大、内外価格の定期的調査等を進めることが重要である。また、流通における規制緩和や効率化、低生産性部門における生産性向上がより一層推進されなければならない。

＜具体的対応策＞

- ①より有効な価格メカニズムの発揮（公的規制の見直し、内外価格等の情報提供、輸入機会の増大・チャネルの多様化等）
- ②流通における規制緩和や効率化の推進（大規模小売店舗法の規制緩和の推進、商慣行の改善等）
- ③低生産性部門の合理化

2. より豊かでゆとりのある社会のための環境整備

第二の課題は、経済力を十分に活用し、より「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を積極的に創出するため、各種の環境を整備していくことである。

（1）快適で美しい生活空間の構築

衣食住という基礎的生活条件の中で今後とりわけ整備、改善が求められるのは、住環境である。**快適で美しい生活空間の構築は豊かで人間らしい生活のための不可欠の前提条件である。**このため、**住宅の質**

的向上や生活関連社会資本の重点的かつ計画的な整備に積極的に取り組むとともに、美しい都市景観の形成、自然環境・地球環境の保全や文化的環境の向上に努めなければならない。

＜具体的対応策＞

①安らぎと快適性に満ちた住生活の実現

- ・住まい手ニーズの個性化、高度化等に対応した良質な住宅、住宅設備等の供給

②生活関連社会資本の整備促進

- ・生活関連社会資本（道路、公共住宅、下水道、都市公園等）への重点的かつ計画的な財政配分

③美しい都市景観の形成

- ・国、地方自治体、産業界における公共空間の美観形成に対する積極的取り組み（公共施設の建設予算の一定割合を美観形成費用に充当する方式の採用、企業の景観形成の促進に対する支援措置の検討等）

④自然環境及び地球環境の保全

- ・自然環境保全に対するより注意深い配慮と工夫
- ・地球環境保全問題への積極的対応

⑤文化的環境の向上

- ・国、地方自治体の文化振興に対する施策の充実
- ・企業の文化的貢献への環境整備

(2) 生きがいとやさしさのある「個人尊重型社会」の実現

従来、我が国においては「会社中心」の発想が人々の生活において大きなウェイトを占めてきたが、今後においては、国民各個人が家庭、ボランティア活動、地域社会等で「多様で個性的なライフスタイル」を営むことが可能となる社会の実現が期待される。各個人の生活を真に生きがいのあるものに高めるとともに、高齢者や身体障害者等が、より積極的な社会参加や安心できる生活を営める「個人尊重型社会」の実現に真剣に取り組む必要がある。

＜具体的対応策＞

①多様な生きがいの追求

- ・充実した余暇機会の提供（余暇の重要性に関する社会的合意の形成、余暇時間の拡大、余暇コストの低下、リゾート、スポーツ施設、生涯学習施設等の余暇空間の整備等）
- ・高齢者の雇用機会の確保（人生80年時代に即応した65才までの継続雇用の推進等）
- ・女性の社会進出の支援（出産、育児、高齢者看護、家事負担の軽減等きめの細かい雇用制度の確立、家事支援サービス産業等の育成）
- ・ゆとりある教育環境の実現（学校の週休2日制の検討）

②高齢者等に優しい社会の実現

- ・高齢者等に安心とより幅広い活動の機会を提供する社会制度や生活基盤の整備（年金、医療、老人ホーム等の基本的社会保障制度の充実、メロウ・ソサエティ（情報化円熟社会）の実現等）
- ・高齢者等の社会活動支援のための機器の開発・標準化

（3）より豊かな消費生活の実現

国民の消費行動は、高度化・多様化・個性化しており、消費を通じ個性的なライフスタイルを確立しようとする傾向が顕著になっていく。こうした状況を踏まえ、消費者の「生活文化」創造の欲求を満足させられるような生活文化提案型産業等の発展を図ることが必要である。

消費者行政においても、こうした消費者行動の変化やサービス経済化等の環境変化を踏まえ、消費者を政府、企業とともに市場経済を構成する対等な積極的主体と位置付けて、行政を展開すべきである。とりわけ、消費者啓発・教育等の充実を図るとともに、**消費者保護のための基本的ルール**について、その必要性を十分勘案しつつ、整備していく必要がある。

＜具体的対応策＞

①生活文化提案型産業等の発展

- ・生活文化創造の基盤整備（生活文化創造拠点の整備、ファンションの向上、デザインの振興、感覚重視の技術開発等）

- ・「食空間」等の生活空間の演出
- ・ライフスタイルの変化に即応した生活関連サービス産業（家事支援サービス産業、余暇関連サービス産業等）の発展
- ・より生活に密着した流通産業の発展（新しい商業サービス複合集積の形成等）

②消費者行政

- ・消費者啓発・教育等の充実（学校教育を含む啓発・教育、情報提供機能の強化等）
- ・消費者保護のための基本的ルールの整備（サービス取引ルールの在り方、ニューメディア利用のホームショッピング等の取引ルールの検討、企業の有する個人情報保護制度の検討等）
- ・多様な消費者の意見・ニーズの行政や企業活動へのより一層の反映

III. 「ゆとりと豊かさ」の実現に向けての政府及び企業の役割

「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会の実現に当たっては、前述のように、生活重視の発想に立った大胆な実行が求められている。

(1) 政府の役割

「ゆとりと豊かさ」に満ちた国民生活の実現は、来るべき21世紀に向けて政府が取り組むべき最優先の課題であるとの認識に立って、特に、以下の点に努力すべきである。

＜生活重視型の産業政策の展開＞

第一は、生活重視の発想のもとに産業政策を展開することである。産業政策の基本は、産業が市場メカニズムの中で自由かつ活力ある活動を展開しうるよう環境条件を整備することである。今後とも自由な市場経済の下での活力ある経済活動の展開を基本としつつも、わが国の新しい次元での創造的な発展は、生産と生活の適正なバランスが確保され、より「人間性」を重視する産業活動を追求していくことによってこそ可能となるものと考えられる。

このような視点に立って、労働時間の短縮、職場内のゆとりある環境の整備等、短期的、直接的には産業活動に対しある程度の負担となるような政策であっても、積極的にこれを遂行するとともに、人々の生活の豊かさを深めるような生活文化提案型産業の発展、物価対策、

消費者行政の充実、企業の地域社会、文化・学術活動等への貢献の支援、高齢者向け機器の技術開発、生活関連サービス業の発展等の各種の施策に積極的に取り組んでいくことが必要である。その際、国民各個人のより自主的な選択が可能となるよう、従来にも増して情報提供を積極的に行なうことが重要である。

また、行政の体制や審議会のメンバーについて、生活者や消費者の立場がより一層反映されるよう努めていくことが求められる。さらに、国民ニーズが多様化する中で、近年、省際的な行政が増えているが、それぞれの権限区分に固執することなく、行政ニーズに応じた横断的な連携を深めていくことが必要である。

＜土地政策の推進と生活関連社会資本等の抜本的整備＞

第二は、土地政策の推進と生活関連社会資本や住宅の抜本的整備である。土地問題を我が国が当面取り組むべき最大の課題として位置付け、総合的かつ計画的な施策を実行しなければならない。また、生活関連社会資本や住宅は、依然として満足すべき水準に達しておらず、その整備を速やかに重点的かつ計画的に推進する必要がある。このためには、道路、公共住宅、下水道、公園等の重要分野について重点的かつ計画的な財政配分を行うとともに、民間資金の活用の方式について積極的に検討する必要がある。

＜規制緩和と地方分権の推進＞

第三に、より柔軟に国民ニーズに応えるためには、民間部門や地域の創意工夫が十分に發揮し得るような経済社会システムの構築が重要である。人々の創意と活力が自由に発揮されるような仕組みを構築することこそ社会の発展の原動力となる。国民ニーズの充足、消費者利益の確保に向けて、市場メカニズムが適切に機能し、民間部門の創意と活力が十分に発揮されるよう、時代遅れとなっている規制や行政手法などについて、積極的に行政改革を進めることが基本的に重要である。また、地域がそれぞれの自主性を発揮し、多様で魅力ある地域社会を形成するためには、地方への権限委譲をさらに推進するとともに、地方圏等の新しい地方組織の在り方等について、議論を深める必要がある。

（2）企業の役割　－生活重視型社会における企業の多元的貢献－

優れた効率的な企業活動の展開が「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会の構築のための基本的的前提であることは前述のとおりである。今後とも、技術の向上、省力化の推進等により、安価で質の高い商品やサービスの提供を通じ、企業が国民の求める「ゆとりと豊かさ」のある生活需要に対する優れた供給者としての役割を果たすことが何よりも重要である。

他方、所得水準が向上し、国民の価値観が物質的な豊かさの追求を超えて、精神的なものに広がるにつれて、人々の企業に対する期待も多

元化している。すなわち、時間的ゆとり、快適な職場環境、個人の能力の発揮の場、さらには、高齢者や女性への職場の提供や社会福祉、地域活動、文化活動などでの貢献が求められるようになってきている。

こうした多元的な貢献は、企業自体の戦略としても、今後重要な要素になってこよう。すなわち、今後の日本社会全体の発展においては、人間の知性、感性を十分に活かした形の新しい価値の創造が重要性を増していくと考えられ、企業がそこで働く人々の創造性を高め、働く意欲を向上させ、その存在意義を高める途を目指していくことは大きな意義を持つことになろう。

かかる認識の下、企業は今後、特に以下の点に努力すべきである。

＜勤労者の自己実現欲求への積極的対応＞

第一に企業に求められるのは、雇用者として、勤労者が自己の個性や能力を最大限に発揮しうるよう、勤労者の自己実現欲求に積極的に対応することである。このためには、何よりも労働時間の短縮への積極的な取組みが求められる。他方、職場においても、勤労者の自己の個性や能力が最大限発揮される方向でゆとりある労働環境の創造へ向けての企業の手段的努力が求められる。また、就業意欲を有する高齢者の増大、女性の社会進出意欲向上を念頭に置いて、65歳程度までの継続雇用の確保、高齢者や女性の実情に適した弾力的な勤務形態の導入などを積極的に推進することが必要である。

＜「企業市民」としての社会的貢献＞

第二は、良き「企業市民」としての、広く社会一般に対する積極的貢献である。もとより企業は今日に至るまで、国や地方自治体への納税を通じ、広く社会基盤の形成に貢献し、また、公共財とも言うべき独創的技術や優れたデザインの開発、社会発展の基盤となる人材の育成、さらに地域経済の発展など、我が国社会の発展に大きく寄与してきた。今後は、これらの分野での一層の貢献に努めるとともに、地域社会への貢献、文化・学術活動等への支援、ボランティア活動への参加、あるいは地球環境問題への貢献等、「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会の構築に向けた多元的な貢献が求められる。その場合、企業自体がこれらの分野で積極的に活躍するとともに、従業員のボランティア活動等に対しても、時間及び資金両面で支援するような社内体制の整備に努めていくことが望まれる。

「一体、日本人は生きるということを知っているのだろうか。小学校の門を潜ってからというものは、一生懸命にこの学校を駆け抜けようとする。その先には生活があると思うのである。学校というものを離れて職業にありつくと、その職業をなし遂げてしまおうとする。その先には生活があると思うのである。そして、その先には生活がないのである。

現在は過去と未来との間に劃した一線である。この線の上に生活がなくては、生活はどこにもないのである。」

森鷗外「青年」より（旧かなづかいを改めた）

I. 「ゆとりと豊かさ」とは何か

——今、なぜ「ゆとりと豊かさ」が求められるのか——

- (1) 戦後、我が国は荒廃の中から経済復興を目指し、驚異的な発展を遂げた。2回にわたる石油危機、円高等に対しても優れた対応力を發揮し、見事にこれらを克服した。この間、我が国の経済活動を貫いていた基本的命題は、自由な市場経済の下において、「いかに効率的に優れた財の供給を増大させていくか」ということであり、政府、企業、国民はこの目標の達成に向けて最大限の努力を傾注してきた。
- (2) その結果、1人当たりの国民所得は、今や、アメリカやヨーロッパの主要国をしのぎ、フローレンスでの物質的な充足度では、世界でも有数の水準に達した。
- (3) このような自由な市場経済下における我が国の効率的な経済システムは、環境保全、消費者保護等の国民の要請にも応えつつ、基本的には優れた物・サービスの供給を通じ、国民の生活を豊かにすることに大きく貢献してきたといえる。

しかしながら、こうした物質的な豊かさが実現した今日、国民の間には、今までの行動原理によって追求されてきた豊かさとは異なった形で「ゆとりと豊かさ」が追求されるべきであるとの意識が高まっている。

すなわち、日本の経済力は世界有数であるにもかかわらず、低い居住水準、長い労働時間、高い生計費等豊かでゆとりのある生活の実感が乏しいこと、未曾有の高齢化社会を迎えるに当たっての不安があること、また、近年の大都市圏における土地価格の高騰等に伴う資産格

差の拡大により、社会的不公平感が強まっていること、他方、地方においては、雇用機会の不足等による活力の低下に直面している地域が多くみられること等の問題が生じている。さらに、より美しく快適な生活空間や高い文化的環境への期待も強まっている。

今後においては、これらの課題に応え、豊かな経済力を活用する形で新たな経済社会システムを構築し、真にゆとりに満ち、豊かさの実感できる社会を実現することが求められている。

(4) 他方、今や世界第2位の経済力を有するに至った我が国は、従来にも増して、世界全体の豊かさのためにいかに貢献していくかについて、真摯かつ能動的に取り組んでいくことが求められている。世界の基本的枠組みが米ソの対立から東西の接近へと大きく変化する中で、各国の間の価値観の共通化と相互依存が進むにつれて、経済問題のウェイトが高まるものとみられる。我が国は、今後、より一層発展途上国に対する経済協力を拡充するとともに、自由な貿易、投資、技術交流を支えるシステムの維持、発展のために積極的に対応し、さらには地球環境問題等の人類共通の課題にも真剣に取り組むなど世界の「豊かさ」に対し、大きく貢献していかなければならない。「ゆとりと豊かさ」の追求が、自国の繁栄を目指すのみであってはならないことは当然である。（なお、「世界への貢献」については、国際経済小委員会で検討）

(5) 一般に「豊かさ」とは、一定水準以上の衣食住その他の経済的条件

が満たされることを、また、「ゆとり」とは、余裕がある状態を指すものといえよう。「豊かさ」も「ゆとり」も各個人の主觀に係わる性格を有するが、後者の方が主觀との係わり合いが大きい。余裕があるか否かは、各人が時間、空間等の面で精神的に充足しているか否かに係わるからである。従って、本当の意味での「ゆとりと豊かさ」とは、経済指標の数値だけで示されるものではなく、また、統一的な尺度で規定されるべきものでもなく、最終的には、国民一人一人が自らの価値観に基づき追求し、実現していくべきものであろう。その場合、政府の役割は、国民一人一人が人生の各段階において、それぞれのライフスタイルを自由に選択し、充実した生活を送ることが可能となるような環境整備を行うことであろう。その際、国民の「ゆとりと豊かさ」に対する価値観は、住んでいる地域や各人のライフスタイル、さらには経済社会環境の変化により、それぞれ異なることに十分配慮するとともに、時には、各個人や組織のそれぞれが求める「ゆとりと豊かさ」の間で矛盾や対立の生じる可能性もあることに留意する必要がある。

- (6) 90年代の10年間において、「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を追求するに当たっては、次のような条件が存在しているといえよう。
- イ) 我が国産業の国際競争力については、将来的には必ずしも楽観できない要因があるものの、高い技術力をはじめ、資本、経営能力等の優位性が基調としては維持されるものと考えられること、
 - ロ) 高齢化の進展や現在急速に進みつつある消費行動の変化等に伴

い、我が国の貯蓄率は漸減するものと見込まれるが、なお現在の欧米主要先進国より高い水準で推移すると見込まれること、

ハ) 人口構成の高齢化や出生率の低下に伴い、生産年齢人口比率が低下していくものと見込まれるが、未だ我が国経済に対し本格的な影響を及ぼすまでには至らないこと。

従って、これから10年間は、これまで我が国が築き上げた豊かな経済力を活用するとともに、今後の経済成長の成果を国内に蓄積し、また広く国民に還元し得る基礎を確立するべき重要な時期と考えられる。

また、最近、我が国民間資金の多くが、海外の資産や債券等に投資されている現状にあるが、こうした民間資金のマネーフローを我が国の生活・社会基盤に対して振り向けていく必要がある。

(7) 他方、今日のように内外ともに諸般の与件が激動する社会においては、今後の10年間についても、日本を取り巻く環境が大きく変化する可能性が存在することを念頭におかなければならぬ。日本経済はこれまで、社会全般にわたり、しなやかな転換能力を発揮して、公害問題、石油危機、円高等の諸課題をみごとに克服してきたが、今後においても日本の経済社会運営を的確に進めていくためには、危機対応能力を高めていくことが肝要である。

資源エネルギー、金融、自然災害等のある程度の蓋然性が予測しうる危機に対し、あらかじめその対応策を真剣に検討しておくことは、今後極めて重要である。

(8) このような観点を踏まえ、「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を構築するためには、以下のような方向でこれまでの行動原理の大きな変革が求められる。

II. 「ゆとりと豊かさ」 に満ちた社会を 構築するために

1. 基本的な考え方

——「生活重視」の発想に基づく

「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会の構築——

〈自由な市場経済下における効率的な経済体制〉

日本がこれまで築き上げてきた自由な市場経済下における効率的な経済体制は、優れた商品の供給を通じ、国内のみならず世界各国の消費者の生活の充実に大きく寄与してきた。また、労働者の参加意欲を高める形で展開されてきた企業活動は、生きがいのある雇用機会の創出を通じて国民所得の向上に重要な役割を果たしてきた。

今後においても、人々の生活をより豊かにするためには、優れた財やサービスが供給される体制を維持していくことが必要であることはいうまでもない。

〈国民ニーズの変化〉

しかしながら、物質的な豊かさが実現された今日、これまでの生産や成長を重視する考え方に対し、生活の充実や成果の配分を重視する考え方が強まってきている。国民の意識の面においても、物の豊かさよりも心の豊かさや時間的なゆとりを重視する傾向がみられる。美しい環境や自然への欲求も以前より強まっている。

〈「生活重視」の発想〉

今後においても、当然のことながら、各種の財やサービスを効率的に供給することが重要なことはいうまでもない。国民の意識の面において、心の豊かさや時間的なゆとりを重視する傾向がみられるというのも、今日では基本的な物の豊かさが充足されているという前提に立っての判断であろうと考えられる。当然のことながら、このような物の豊かさは、決して所与の前提とみなされるべきではない。市場経済メカニズムの下で効率的に財やサービスを供給するための絶えざる企業努力がこのような豊かさを享受することを可能にしている。今後とも、こうした優れた効率的な経済体制の維持が「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会の構築のための基本的的前提であることを念頭に置くべきであろう。

こうした経済運営の中で「生産優先」型の考え方は、経済大国実現までの過程において国民生活の充実に大きな役割を果たしてきた。すなわち、物質的充足度が低く、また、我が国企業の国際競争力が弱かった時代には、生産を優先させることこそが生活を充実させるための最も有効な手段であった。しかしながら、今日においては、長い労働時間、「会社中心」の社会構造、産業優先の社会資本整備等の「生産優先」型の考え方と、国民の生活充実への要請との間には明らかにズレが生じている。

このような認識の下に、これまで「経済運営5か年計画」等に基づき、内需主導型経済構造への転換、定着に向けて、各種の施策が展開されているところであるが、今後においても、生産優先の考え方もその目指すところは国民生活の充実であったという基本認識を再確認し、より一層「生活

重視」の発想に立って諸般の課題に積極的に取り組むことが、今、求められている。

〈「生活重視」型社会の意義〉

その場合、生活の充実と経済活力との関係は、決して相反する関係にあるものとのみ認識すべきではない。今後、我が国産業が新しい次元での発展を期するためには、より創造的な方向に向けての積極的な取組みが求められるが、枠にしばられない創造性に溢れた発想を創出するためには、「ゆとりと豊かさ」を実感できる企業内環境や生活環境を確立することが極めて重要であると考えられる。

さらに、生産と生活との間で適正なバランスが確保され、充実した国民生活を可能とする社会が築き上げられることは、国際社会における我が国の生産大国的なイメージを払拭し、他国に対し巨大な消費市場を提供することを可能とともに、国際社会の中でもより信頼され、安定した国際関係を築くことにも寄与するであろう。

2. 今後の基本的な方向

生活重視の視点に立って、経済・産業政策や企業活動を考える場合、次の2つの基本的な方向が重要と考えられる。

第一は、時間、空間、物価の面において、経済力に見合った形でゆとりと豊かさを満たすための基礎的な条件を確保できるような、社会経済構造を構築することである。

第二には、より豊かでゆとりのある社会を積極的に創出するため、各種の環境を整備していくことである。

（1）経済力に見合った真のゆとりと豊かさの実現

——ゆとりと豊かさを目指した社会経済構造の構築——

①時間的ゆとりの創出

——活力とゆとりの適正なバランス——

＜経済活力の維持とゆとりとの関係＞

これまで素晴らしい成果をあげてきた日本経済の牽引力となったのは、我が国企業の活力である。より豊かな社会を実現するためには、今後とも企業の活力の発揮如何に負うところが極めて大きいことはいうまでもない。

他方、「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を考える場合、こうした日本の経済活力の維持と、人々の生活のゆとりとの関係について、新たな考察が求められている。

＜労働時間の短縮＞

近代産業発展の歴史は、労働時間の短縮の歴史ともいえる。資本主義の初期段階における極めて長い労働時間は、時には厳しい対決を含む労使関係及び法制面での整備を通じ、徐々に短縮化に向かってきた。労働による拘束からの自由は人々の基本的な願望である。

人間に与えられた1日の時間、あるいは1年間の時間は決まっている。物は買えるが、人生の時間は金では買えない。「ゆとりと豊かさ」実現のための貴重な財は時間と言えよう。

ゆとりある生活の実現を図るため、そしてまた、質の高い創造性ある労働の実現、社会の核としての家族生活の充実等を図るためにも、今後とも着実な生産性向上に努めつつ、労働時間の短縮をより一層推進していくことが望まれる。特に我が国においては、労働時間は、他の先進諸国と比べた場合相当な差があり、主要先進国並みの労働時間を目指し、90年代前半に、週40時間労働を実現するように努めるとともに、年間総労働時間1800時間の実現に向け、抜本的な環境整備を進めるべきである。

このためには、まず、今後我が国の企業経営においては、より質の高い労働の展開を目指すとの方向で、時間当たり生産性あるいは時間当たり利益の向上を重視する経営理念を普及することが重要である。また、労働時間の現状は、企業規模・業種ごとにかなりの差異があること等を考慮すると、業界全体、地域全体で労働時間の短縮に取り組むことが必要である。特に、中小企業等においては、条件整備のための困難性がより大きいこと等を考慮すると、労働時間の短縮を実効性あるものにするためには、一層の経営管理の合理化、省力化を図るための経営基盤の強化を含めた取組みが必要である。また、下請企業については、親企業側の下請企業の労働時間短縮への理解が必要である。さらに、労働時間の短縮の具体的な内容については、完全週休二日制の普及を基本に、年次有給休暇の計画的付与・取得の促進、連続休暇の普及等による休日の増加を図ることが特に重要である。企業経営の面においても、人材確保の観点から、労働時間の短縮が

切実な課題となっている。

＜ゆとりと柔軟性のある勤務形態の確立＞

他方、今日のように知識集約化が進んだ産業社会においては、「労働」の意義が従来とは相当変質している点を考慮に入れる必要がある。

すなわち、労働には、「義務としての労働（labor）」、「生きがいとしての労働（work）」、「楽しみとしての労働（play）」の3つの側面があるようと思われるが、今後においては、生産技術の向上や省力化を通じ、人々が真に働く喜びを感じうる充実時間としての労働の意義がますます高まることとなろう。労働とは、そもそも、教育その他で培われた個人の能力を最大限に發揮する自己実現の場でもある。今後、知恵、感性等の人間にしかできない知的労働の重要性が一層高まることに加え、特に若年層を中心に、自由な雰囲気の中で個性的、創造的な仕事をしたいとの欲求も高まろう。

このような創造的な活力の発揮のためには、むしろ、ゆとりが必要となり、フレックスタイム制等労働時間の弾力化を図るとともに、自己啓発のための長期休暇（サバティカル）制度の導入等のゆとりと柔軟性のある勤務形態を作り出すことが大きな意義を有するものと考えられる。

さらに、基本的な検討課題として、技術革新による生産管理体制の改善やコンピューターによる勤務管理体制の向上を背景にして、労働時間をより柔軟な視点でライフサイクルの中で、位置付けていくことを考えることも必要ではなかろうか。すなわち人生の中で、働き盛りの期間の労働時間に比べ、高齢期や育児・介護期間の労働時間を短くするという「労働時間

の柔軟化」の考え方を採り入れることも検討に値するものと考えられる。世代別の体力差等からみて合理性があり、高齢者や女性の就業意欲にも応え得るものであり、また、労働力確保にも寄与すると考えられるからである。

＜快適で機能的な職場空間＞

数年前から、快適かつ機能的なオフィス環境の創造を目指すニューオフィス運動が推進されている。情報化や国際化の進展の中で、各企業の経営企画、営業等の重要機能を担うオフィスの役割は高まっており、オフィスワーカー数も年々増大している。今後のオフィスワークは更に知的生産を凝縮した形で展開されることが求められており、このためには、オフィス環境の「快適性」と「機能性」がより一層改善されなければならない。創造的な知的活動のためには、快適性の確保が機能性の向上につながるからである。

また、近年の情報・通信手段の発達は、これまでの「職場」の概念を大きく変える可能性を有している。すなわち、情報技術を駆使することにより、家庭や郊外のオフィスと会社を結び付けたり、本社を地方に移転する試みが始まっている。通勤負担が軽減され、自由時間が増えるという良い面と、コミュニケーションの不足による不安等の問題のある面があり、また、業種、職種等の特質も十分考慮する必要があるが、「働く場所の柔軟化」は検討に値する方向と思われる。

他方、工場における職場環境は、TQC（総合的品質管理）運動等を通じ、相当改善されているが、今後ともより快適な作業空間の整備に向

て、いわば「ニューファクトリー」への指向が求められよう。特に、騒音、高温等の厳しい作業条件については、人材の確保の観点からも、より一層の合理化や省力化を通じ、勤労者の作業負担の軽減に努めることが重要である。

さらに、職場環境の安全性については、作業内容の高度化等に伴い、従来にも増して適切な対応が求められる。

②空間的ゆとりの創出

——土地に係る経済社会メカニズムの歪みのは正——

<「平等社会」日本>

これまでの我が国社会は、学業、就業等における「機会の平等」が保証され、流動性に富んだ社会であった。また、「結果の平等」についても、我が国の所得や資産の分布における社会的格差は国際的にみてかなり小さかったといえよう。

こうした「平等社会」という特質は、我が国国民の平均所得水準が必ずしも高くなかった時代においても、国民にそれなりの満足感や豊かさを感じさせることを可能にした。さらに国民一人一人が、その勤勉に応じ、生活を向上させることができるという確信が国民の勤労意欲を高め、戦後の我が国経済発展の重要な活力源となった。

<資産格差の拡大と土地に係る経済社会メカニズムの歪み>

しかし、ここ数年、こうした状況は大きく変化しつつある。すなわち、

近年の著しい金融緩和状況や首都圏への一極集中等を背景に生じた大都市圏を中心とする地価の高騰等の現象は、資産を持つ者と持たざる者との格差を著しく拡大した。しかも、現在の状態を放置すれば、資産を有する者はその運用・活用により、さらにその富を拡大することができるのに対し、持たざる者は持ち家の取得も困難になるというように、今後、資産格差はさらに拡大するおそれが大きい。

このように資産面の格差が拡大することは、国民の社会に関する不公平感を著しく強める。社会的公平の存在は、国民がゆとりと豊かさを実感できるための不可欠の前提条件であり、資産格差のは正は90年代にゆとりと豊かさに満ちた社会を構築するため、速やかな解決が望まれる重要課題である。また、このような資産格差の拡大は、同時に個人の労働や企業経営に係る健全な倫理や活力の妨げとなりかねず、90年代の経済発展基盤を確保する意味からもその解決が急務である。

他方、地方に目を転じてみると、上記のような過度の土地需要を背景とする資産格差の問題は、一部の都市部を除き殆ど生じておらず、むしろ、過疎化の進行、雇用機会の不足、地域社会の活力の低下、文化や娯楽の場が乏しいこと等が深刻な課題となっている。

我が国は、平地面積が乏しく、人口密度も高いが、絶対的に土地が不足しているわけではなく、人口、産業の適正配置や土地の高度利用を通じて、東京圏などの大都市圏における土地問題は解決できるはずであり、また、解決していかねばならない問題である。

＜抜本的な土地政策の推進と首都圏一極集中の是正＞

90年代において、以上に述べたような土地に係る経済社会メカニズムの歪みを是正し、より公平で豊かな人々の生活を築くためには、次のような対応が求められる。

第一は、緊急に対処されるべき課題として、土地問題に対する対応である。土地対策については、利害が絡むため国民的合意の形成は必ずしも容易ではないが、多くの問題のネックが土地問題にあり、種々の困難性を克服し、抜本的な対策を実行することが何よりも求められている。土地問題は、我が国が当面取り組むべき最大の課題の一つである。

人々が年収に対し、合理的な範囲内で住宅、宅地を取得することを可能にすることは、「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を作り上げるための必要不可欠の基本的条件である。

土地資源が有限であること、また、土地は国民生活や経済行為といった人間の諸活動の基盤をなしていることに鑑み、土地が資産運用の対象として位置付けられるのではなく、あくまでも土地利用の適正化を図るとの基本的視点に立って、土地対策を総合的、かつ、計画的に推進していくことが必要である。

具体的には、今後、保有に見合う土地の利用が行われるようにするため、一定規模以下の宅地への軽減措置等に配慮した土地保有課税の適正化、大都市地域の市街化区域内農地の宅地並み課税の推進等を進める必要がある。また、計画的な土地利用を推進するため、より広域的かつ詳細な土地利用計画の策定、低・未利用地の有効利用の促進、都心部の容積率の

規制緩和及び下限設定の検討等を進める必要がある。さらに、土地取引の円滑化を図るため、借地借家人の権利保護にも配慮しつつ、借地借家法を見直すとともに、土地の証券化等も検討すべきである。また、当面の課題として、中高層集合住宅等の建設促進を一層進めるべきである。さらに、土地基本法を踏まえ、土地に関する税制を、法人負担と個人負担の在り方にも配慮しつつ、総合的に検討する必要があると考えられる。

次に、構造的な課題としての首都圏への人口や政治・経済等の諸機能の一極集中の是正である。首都圏集中は、中央に諸機能を集中させてきた国の政策と、産業・企業が効率性を追求し、集積のメリットを求めて首都圏に集中したこととが複合的に影響し合ったことによるものと考えられ、近年の東京の国際的機能の増大、情報化の進展がその傾向を加速化している。世界経済のグローバル化が進む中で、情報、金融、取引等の中核機能は一層高度化するとともに、処理の迅速性が求められるため、こうした分野におけるニューヨーク、東京等の役割はますます高まるものと考えられる。このように世界の中核都市としての東京の役割は、今後とも高まることが見込まれ、また、首都圏集中は、経済活動にとっては多大のメリットを与えるものであるが、他方で、国民生活の面では、住宅取得の困難、長い通勤時間、量的質的に不十分な公共空間等の問題を生み出している。

今後においては、一方においては、世界の中核都市としての東京の高次機能の向上を図るとともに、より基本的な方向としては多極分散を進める形で政府機関、産業等の移転等を強力に推進し、一極集中の是正を図ることが重要である。さらに、全国的な交通・情報ネットワークの構築と地方圏の産業・都市機能の向上を通じ、多極分散型の国土形成を行うことが基

本的に重要である。また、長期的な課題として、遷都・重都問題に対しても、様々な角度からの検討が必要と考えられる。

③物価構造の是正

良いものを安く入手することは、消費生活の基本である。国民は物価の安定とともに、その水準が国際的にみても適正なものであることを求めていいる。我が国の物価水準は総じて安定した傾向にあるといえようが、国際的に比較してみた場合、構造的な問題を抱える住居費等の住関連の諸経費や食料品価格、また、運輸、通信等のサービス関連費用が割高となっていいる。円高進行の中で顕著となったこれらの内外価格差是正は緊急に対応すべき重要な課題である。

今後においては、価格メカニズムが働く分野においてそれをより有効に発揮させることを基本として、公的規制の見直し、内外価格の定期的調査、消費者への価格情報の提供、輸入機会の増大・チャネルの多様化、一層の輸入拡大等をより一層推進することが重要である。さらに、流通における規制緩和や効率化を進めるため、大規模小売店舗法の規制緩和を推進するとともに、各種の商取引慣行について、競争条件を整備する方向で改善を図っていく必要がある。また、生産性が低い産業分野については、国際的水準を目指して、生産性を向上させることにより、価格水準を引き下げることが求められる。

(2) より豊かでゆとりのある社会のための環境整備

①快適で美しい生活空間の構築

衣、食、住という基礎的生活条件の中で今後とりわけ整備、改善が求められているのは、住環境である。快適で美しい生活空間の構築は、豊かで人間らしい生活のための不可欠の前提である。このためには、住宅の質的向上や生活関連社会資本の重点的かつ計画的な整備に積極的に取り組むとともに、美しい都市景観の形成、自然環境の保全や文化的環境の向上に努めなければならない。

〈安らぎと快適性に満ちた住生活〉

まず、第一に、住まいは生活の基盤であり、十分な居住スペースを有する住宅の円滑な供給を引き続き確保していくことはもとより、その質的向上を図っていくことが重要である。

特に、近年における国民の価値観の多様化や高齢化の進展、余暇時間の増大、女性の社会進出等の社会経済情勢の変化に伴い、住まいの今後の方向を考えるに当たっては、住まいを「自己実現の場、豊かな生活や社会との交わりを実現していく場」といった視点でとらえていくことが必要となっている。

すなわち、今後は、さらに住まい手側において、各々のライフスタイル、人生計画に基づき、個性的かつ多様な住生活を求める傾向が強まると考えられ、産業側においては、これに的確に対応するとともに、住まい手に対して積極的な提案を行っていくことが求められる。

その際、①個性化、多様化する住まい手ニーズや地域の特性に応じた住宅の供給、②住宅本体、住宅設備、インテリア等を含めた住生活全般にわたるアメニティの向上、③高齢者の生活ニーズに配慮した住宅の設計、設備の導入及び電子・情報化技術等のハイテクの活用等住生活を取り巻く条件変化を踏まえた住宅の供給等の点を重視すべきであり、このための住宅、住宅設備等の供給体制の整備、住まい手に対する情報提供等を進めていく必要がある。

＜生活関連社会資本の重点整備＞

次に、生活関連社会資本の重点的整備が進められなければならない。

戦後の社会資本の整備状況をみると、生産関連社会資本の整備は、急速に進捗したのに対し、生活関連社会資本については、水道、電話普及率等一部に欧米諸国と比べて遜色のないレベルに達しているものもみられるが、道路、公共住宅、下水道、都市公園等分野によっては依然として満足な水準に達していない。

物の豊かさが十分でなく、また我が国産業の発展のためのインフラの整備が不十分な時代には、財の生産効率を可能な限り高めるため、こうした状況もやむを得なかったかと考えられる。しかし、前述のように、生活重視の発想に立って、国民生活のゆとりと豊かさを実現することが重要となっている90年代においては、従来の画一的、既得権的な財政配分の方式を大きく見直し、生活関連社会資本や住宅の整備を重点的、かつ、計画的に進めることが求められる。

また、その場合、生活関連社会資本の整備事業に対する民間資金の供給

を促進する手段として、プロジェクトそのものの資産や収益を担保としたいわゆるプロジェクト・ファイナンス方式等を総合的に検討することが必要である。

＜美しい都市景観＞

都市は、人、モノ、情報の交流が行われる舞台であり、人々は、都市において、時代の変化を五感で感じとる。日本の都市は、明治以降、急速に進展する近代化の中で、工業、商業等の経済機能を装備することを最大の目標としてきた。今日においても、東京は世界で最もダイナミズムの感じられる都市の一つとして、時代の流れを先導している。

他方、このような指向の中で、日本の多くの都市は、街並みの落ち着きや、歴史や伝統を感じさせるたたずまいを失ってきた。都市は、その美しさや文化的施設を通じ、人々の気持ちをなごませるとともに、芸術、文化活動の大きな拠点としての役割を果たしてきている。近年、国、自治体、産業界において、公共空間の美観形成に対し、積極的な取組みもみられるが、今後とも、公共施設の建設予算の一定割合を美観形成費用にあてる方式の採用、企業の景観形成の促進に対する支援措置の検討、美しい都市景観の表彰等、各種の施策の充実が求められる。

＜自然環境及び地球環境の保全＞

鉄道、道路、産業施設、都市開発等我が国における様々な開発行為は我々の生活の利便性を高めてきた。しかしながら、今後、より快適で美しい生活空間を構築していくためには、このような開発行為と自然環境の保

全との関係について、従来にも増して、真剣な取組みが求められる。

自然との共生は、古来、我が国の生活空間の形成において追求され続けてきたテーマの一つであったが、明治以降今日までの近代化過程においては、開発行為が自然環境の保全よりも優先される傾向にあったことは否定できない。

しかしながら、今後においては、利便性とともに美しさという価値も我々が追求すべき重要な課題であるとの認識の下に、開発行為と自然環境の保全との関係について、より注意深い配慮と工夫が求められる。

また、近年、各種の廃棄物が増大しており、環境保全との調整が大きな問題になっている。自然界で分解可能な製品の開発、廃棄物の適切な処理体制の整備等本問題へのより一層の積極的な対応が必要である。

さらに、最近、地球温暖化問題など地球的規模での環境問題が世界の最重要課題の一つと認識されている。科学的・経済的知見の向上、技術的対応の可能性等本問題については、今後の科学的・経済的調査研究、技術開発等の成果にかかるところも大きいが、資源・エネルギーを多消費することで豊かさを得るという現代文明の価値観を見直し、人類の文明発展と地球の環境容量の調和を真剣に考えることが必要である。我が国は、これまで公害問題、2度にわたる石油ショックを技術により克服してきたという実績を有する国でもあり、本問題には、技術開発、発展途上国への経済技術協力等に積極的に取り組むことが必要である。

<文化的環境の向上>

「ゆとりと豊かさ」を求める人々の心は、芸術、文化など精神面での満

足感を重視する傾向を強めている。人々の心を豊かにする営みたる文化は豊かな経済社会の上に花開く。他の先進諸国が興隆期に後世にも通ずる素晴らしい文化を築き上げた如く、我が国の豊かな経済力も、活力の維持とのバランスに十分な配慮を払いつつ、文化的施設の整備等美しく快適な社会を構築するために活用されることが求められている。

また、ゆとりと豊かさに満ちた生活文化の構築のため、四季と自然に恵まれた我が国において長く培われてきた伝統、文化を再発見するとともに、海外の生活文化についてより一層理解を深めることも重要である。このため、国、地方自治体の文化の振興に対するより積極的な対応とともに、企業の文化的貢献を容易にするための環境整備が求められる。

②生きがいと優しさのある「個人尊重型社会」の実現

個人と社会との関係を考えると、従来の我が国においては「会社中心」の発想が人々の生活において大きなウェイトを占めてきた。しかし、経済的水準が相当のレベルに達した今日、国民各個人の多様で個性的なライフスタイルの選択が可能となる「個人尊重型社会」を実現することが求められている。今後においては、家庭、ボランティア活動、地域社会等の個人としての生活の充実がより一層重要性を増すこととなろう。

日本人一人一人が仕事においても、個人生活においても、自由にその能力と個性を發揮しうるような環境を整備することが重要である。このような「個人尊重型社会」を築き上げ、また、その中で各個人が「会社中心」、「仕事本位」の発想を転換し、文化、スポーツ等を愛し、社交を楽しみ、地域社会との関わり合いを深めるなど、本当の意味で生活を楽しむ傾向を

強めることは、国際的にも通用する魅力ある人材を創造することにつながるであろう。

これとともに、高齢者、身体障害者等がより積極的な社会参加や安心できる生活を営みうる「高齢者等に優しい社会」を実現していくことに対しても、従来以上に真剣な取組みが求められている。

＜多様な生きがいの追求＞

労働時間の短縮化、人生60年時代から80年時代における元気な高年齢層の出現、家事労働の省力化等により、国民各個人の自由時間が増えるなかで、人々の意識にはより多元的な価値観を志向する傾向がみられる。すなわち、「会社中心」の生活行動から、家族とのふれあいの重視、個人の趣味・スポーツ活動の充実、生涯学習意欲の高まり、研究会等のヨコ型の交流機会の増大、ボランティア活動や地域社会への参加等、「職場以外の生活時間」を充実させようとする人々が増えてくるものと考えられる。こうしたなかで、子供の教育についても、より伸び伸びと個性と創造性が發揮されるような環境整備が求められる。他方、従来あまり、仕事に就いていなかった女性、元気な高年齢層などが、生きがい、所得の増大等を求めて就業意欲を高めている。

このような国民の多様な生きがいの追求に対し、特に次のような点について環境整備を進めていくことが望まれる。

第一は、より充実した余暇機会の提供である。これまで余暇については、余った時間や次の労働のためのエネルギーの回復、蓄積のための時間として、消極的な意味あいで捉えられることが多かった。しかしながら、

余暇は人間が人間としての姿を取り戻し、創造性や個性を育むことのできる重要な時間として捉え直される必要がある。余暇は、日常生活からの解放感を味わい、心身の安らぎを得るといったこと以外にも、自然に触れ、知人との交流を楽しみ、好奇心を満たすといった能動的に自己実現を図るための重要な機会である。今後においては、何よりも余暇の意義に対する社会的合意の形成が重要である。また、余暇時間の拡大、余暇コストの低下、リゾート、スポーツ施設、生涯学習施設等の余暇空間及びその運営手法の整備等の余暇の充実を図るために環境整備を更に推進することが必要となろう。その場合、国内リゾートの開発とあわせて、海外滞在型余暇の推進のための総合的な体制整備も重要と考えられる。

第二は、高年齢層の雇用機会の確保である。就業意欲のある元気な高年齢層にとっては、働くことこそが生きがいである。他方、企業にとっても労働力の確保の観点から勤務形態等に様々な工夫をすることにより、これらの人々の知識、経験を活用することの利点は大きい。今後、まず目指すべきは、65歳程度までの継続雇用の推進であろう。また、短時間勤務制度の導入、さらには、高齢者の再雇用のための再教育や再訓練、作業能力を補完するための機器や装置の開発、導入等、高年齢者にとって、働きやすい職場環境の整備が必要であろう。

第三は、女性の社会進出の支援である。近年女性の社会進出は相当進んでいる。今後も、女性労働力への需要が高まるとともに、特に、消費の高度化に伴い、女性の持つ感性や生活感覚が重視される傾向が強まると考えられる。こうした女性の社会進出を容易にするために、家事、育児、高齢者・病人の介護等の負担の軽減など柔軟できめの細かい雇用関係の確立と

とともに、家事支援サービス産業等の育成が望まれる。

第四は、子供の教育環境のゆとりである。我が国の学校は週6日制であり、義務教育課程の授業日数は240日におよび、欧米の180日から190日と比較すると3割前後も多くなっている。さらに加えて、放課後の学習塾が子供達の自由時間を奪っている。教育制度は我が国の将来発展の根幹を成すものであり、その改革には、国民的合意が必要であり、十分な議論が尽くされなければならないことはいうまでもない。しかしながら、今後の大規模な検討課題として、より個性的で創造的な人材を育てていくため、週休2日制の実現等よりゆとりのある教育環境の実現について、議論を深めていく必要があるのではないか。

＜高年齢者等に優しい社会＞

「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会は、高年齢者や障害者に対し、安心とより幅広い活動の機会を提供する優しい社会であることが求められる。このためには、年金、医療、老人ホームの整備等基本的な社会保障制度の充実を図ることが重要である。さらに、身体の弱った人々でも可能な限り普通の暮らしをできるよう、高齢者ニーズに着目した福祉関連機器の開発、在宅介護サービス等新たな商品、サービスの提供体制を整備することが必要であろう。なお、今後の高齢化の急速な進展の中で、高齢者に係る社会保障制度の在り方については、前述した高齢者雇用の促進等も含め、より総合的な考え方に基づく対応が求められよう。すなわち、世代間や制度間、受益者と負担者の間の公平、公正の確保に留意しつつ、高齢者の所得と社会保障費給付との関係、企業年金、個人年金等の自助努力の促進等に

ついて幅広く検討していくことが必要であろう。さらに、情報システムの積極的な活用により、高齢者の積極的な社会参加、熟練した知見の活用、ゆとりある個人生活等の実現を目指すメロウ・ソサエティ構想を進める必要がある。また、道路、駅等の公共施設についても、高齢者等の利用や安全性に配慮した形で施設整備を充実させることが求められよう。

③より豊かな消費生活の実現

＜消費を通じた個性的なライフスタイルの実現＞

経済的豊かさが高まるにつれて、国民の消費に対する考え方も大きく変化しつつある。以前は、生活に必要な財を買い揃えることが人々の消費行動の基本となっていたが、近年においては、消費が楽しみに変わりつつある。すなわち、多様な財からの選択的消費により、個性的なライフスタイルを構築するという傾向が顕著になってきている。

こうした背景から、消費者の商品等に対するニーズも大きく変化している。財に対しては、価格、機能といった基本的要素に加えて、デザインの優れた感性豊かな製品を求めるなど、より個性的な選択を重視するようになっている。また、財の所有とともに、これをうまく使いこなすことを重視するようになっている。このため単一の財の機能やデザインだけではなく、例えば食卓を囲む豊かな空間としての「食空間」といった形で生活空間をとらえ、その空間に対し、総合的な機能性やデザイン性を考慮した財の提供を行うことが重要となってきている。また、個人に与えられた生涯の時間を有効に活用し、自己実現を図りつつ、ライフスタイルを確立しようという教養、娯楽等の時間消費欲求も強くなっている。

他方、こうした消費の高度化の中で、より自然で簡素な生活スタイルを指向する消費者の動きも注目する必要がある。地球環境問題へのより積極的な取組みが求められる今日、再生利用の推進、中古品市場の整備、過剰包装の自粛等の地球に優しいライフスタイルを推進する活動のより一層の普及が期待される。

＜生活文化提案型産業等の発展＞

今後の生活関連産業は、上述のような消費者ニーズの高度化に対応することが求められている。このためには、消費者が消費を通じて実現しようとしている「生活文化」創造の欲求（個性的なライフスタイルや文化性・快適性に満ちた生活空間の創造等の欲求）を満足させられるよう、新たな製品・サービスの提供に努めるなど、生活文化の多様な選択肢を提案する「生活文化提案型産業」を目指していく必要がある。

また、より豊かな生活文化の創造を目指すためには、日本や海外の優れた生活文化の紹介、先端技術を駆使した近未来の生活文化の提案等により、人々の生活文化に対する見識が磨き上げられるとともに、産業側からの生活文化の多彩な「提案」と消費者の多様な「選択」が実現されるようなチャネルの多様化を図ること等の環境を作り上げていくことが重要となる。

このためには、何よりも活力ある産業活動の展開を基本にしつつ、生活文化創造のための各種の基盤整備を進めていかなければならない。具体的には、特に、新たな生活文化創造拠点の整備、デザイン・ファッショング振興策の充実、感覚重視の技術開発等を推進するとともに、食空間等の新た

な生活空間の演出など人々の生活に真の喜びや楽しみの彩りを与える工夫が一層重視されねばならない。また、女性の社会進出、高齢化の進展、余暇時間の増大に対応して、サービスに対する需要が高まっているため、家事支援サービス産業、余暇関連サービス産業等ライフスタイルの変化に即応した生活関連サービス産業の発展を支援していくことも求められる。

また、今後においては、製造業だけでなく、消費者と直接結び付く流通産業に期待される役割も大きい。すなわち、流通産業においては、消費者ニーズの変化を敏感に把握し得る位置にあるという特性を生かし、消費者の潜在的ニーズを積極的に掘り起こすことによって、生活文化提案型産業に脱皮していくことが望まれる。このためには、新しい商業サービス複合集積の形成等のより生活に密着した流通産業の発展が図られなければならない。

さらに製造業、流通産業を通じ、総合的な生活文化を提案するためには、事業の多角化・複合化・総合化や異なる業種・業態間の連携等の必要性が増加すると考えられる。

＜消費者行政の課題＞

消費者は、かつてのように大量生産された商品を消費すると言う受動的立場から、それぞれの個性的なライフスタイルに適したものを探求する主体へと大きく立場を変化させてきている。今後の消費者行政においては、このような消費者の行動様式の変化を十分に踏まえ、消費者を単に保護の対象としてのみ捉えるのではなく、政府、企業とともに市場経済を構成する対等な主体として捉えていくことが必要である。このためには、

今後、より一層産業政策を含むあらゆる政策分野において、消費者の視点を念頭に置いて政策を展開していく必要がある。

その場合、特に、消費者を取り巻く環境が急速に多様化、複雑化していくことを踏まえ、イ) 消費者が主体的、合理的な消費生活を営んでいくことができるよう、消費者啓発、教育等の充実を図り、ロ) 消費者の生命、身体、財産等に係る被害を防止するための基本的ルールの整備を進めることが重要であるとともに、ハ) 多様な消費者の意見・ニーズが行政や企業活動に対して、より一層反映されるようにする必要がある。

III. 「ゆとりと豊かさ」の実現に向けての政府及び企業の役割

ゆとりと豊かさに満ちた社会の実現に当たっては、生活重視の発想に立った諸般の課題へのより一層積極的な取組みが求められている。とりわけ政府及び企業は、以下のような方向でその社会における在り方や果たすべき役割を再検討することが強く求められている。

1. 政府の役割

ゆとりと豊かさに満ちた国民生活の実現は、来る21世紀に向けて政府が取り組むべき最優先の課題であることをまず認識すべきであり、かかる認識に立って、特に以下の点に努力すべきである。

＜生活重視型の産業政策の展開＞

第一は、生活重視の発想のもとに産業政策を展開することである。産業政策の基本は、産業が市場経済の中で自由かつ活力ある活動を展開しうるよう環境条件を整備することである。今後とも自由な市場経済の下での活力ある経済活動の展開を基本としつつも、わが国の新しい次元での創造的な発展は、生産と生活の適正なバランスが確保され、より「人間性」を重視する産業活動を追求していくことによってこそ可能となるものと考えられる。このような視点に立って、労働時間の短縮、職場内のゆとりある環境の整備等短期的、直接的には産業活動に対し、ある程度の負担となるような政策であっても、積極的にこれを遂行するとともに、人々の生活の豊かさを深めるような生活文化提案型産業の発展、物価対策、消費者行政の

充実、企業の地域社会、文化・学術活動等への貢献の支援、高齢者向け機器等の技術開発、生活関連サービス産業の発展等の各種の施策に積極的に取り組んでいくことが必要である。その際、国民各個人のより自主的な選択が可能となるよう、従来にも増して情報提供を積極的に行うことが重要である。

また、このように生活重視の発想に立った産業政策を展開するためには、行政の体制や審議会のメンバーについて、生活者や消費者の立場がより一層反映されるよう努めていくことが求められる。

さらに、国民ニーズが多様化する中で、近年、省際的な行政が増えてきているが、それぞれの権限区分に固執することなく、行政ニーズに応じた横断的な連携を深めていくことが必要である。

＜土地政策の推進と生活関連社会資本等の抜本的整備＞

第二は、土地政策の推進と生活関連社会資本や住宅の抜本的整備である。土地問題を我が国が当面取り組むべき最大の課題の一つとして位置付け、総合的かつ計画的な施策を実行しなければならない。また、生活関連社会資本や住宅は、依然として満足すべき水準に達しておらず、その整備を速やかに重点的かつ計画的に推進する必要がある。このためには、道路、公共住宅、下水道、都市公園等の重要分野について重点的かつ計画的な財政配分を行うとともに、民間資金の活用の方式について積極的に検討する必要がある。

＜規制緩和と地方分権の推進＞

第三は、より柔軟に国民ニーズに応えるためには、民間部門や地域の創意工夫が十分に發揮し得るような経済社会システムの構築が重要である。

人々の創意と活力が自由に発揮されるような仕組みを構築することこそ、社会の発展の原動力となる。国民ニーズの充足に向けて、市場メカニズムが適切に機能し、民間部門の創意と活力が十分に発揮されるような環境を整備することが必要であり、このためには、特に、キャッチアップ過程で生み出され、時代遅れとなっている規制や行政手法などについて、積極的に行政改革を進めていかなければならない。

他方、このような規制緩和を基本的な方向としつつも、個々人の「ゆとりと豊かさ」の追求が他の立場から見れば、逆に「ゆとりと豊かさ」を損なう場合があることにも留意する必要がある。個人や企業レベル、さらには地域、国、地球レベルで求められる「ゆとりと豊かさ」は多元的であり、かつ、それぞれの間で齟齬や対立を生じることもあり、こうした場合には、何らかの形で公共的な利益を踏まえた観点からの調整が必要であろう。

また、地域がそれぞれの自主性を發揮し、多様で魅力ある地域社会を形成するためには、国と地方との関係を再検討し、地方のイニシアティブや企画開発機能がより一層生かされるよう、地方への権限委譲をさらに推進する必要がある。さらに、今後「個人尊重型社会」を実現するためには、地域住民のニーズにきめ細かく応じうる行政が重要になることに鑑み、地域住民への情報公開の推進を含め、行政ニーズがより的確に反映されるよ

うな仕組みも検討する必要があると思われる。また、広域的な地域間の連携も重要になっているため、地方圏等の新しい地方組織の在り方等について、論議を深める必要がある。

2. 企業の役割

＜産業活動の意義＞

これまでの我が国経済の発展と国民生活の充実に関し、生産・サービス活動を担う企業セクターの役割が大きかったことは言うまでもない。企業は、内外の厳しい競争環境の中で、技術の向上、省力化の推進等により効率性を高め、安価で質の高い商品やサービスを提供することに専心してきた。今後においても企業が新しい「ゆとりと豊かさ」のある生活需要に対する的確な供給者としての役割を果たすことは何よりも重要である。

また、雇用主としての企業は、終身雇用制と年功序列賃金制に代表される雇用形態を通じ、雇用の安定と所得水準の向上に対し、大きく寄与してきたということができよう。

＜生活重視型社会における企業の多元的貢献＞

しかしながら、国民のゆとりと豊かさを求める声の高まりの中で、今日の企業は、従来のような雇用、所得、財・サービスの供給などの産業活動の面からの貢献だけではなく、それを超えた多元的な貢献をより強く求められている。

すなわち、所得水準が向上し、国民の価値観が物質的な豊かさの追求を

超え、精神的なものに広がるにつれて、人々の企業に対する期待も多元化し、時間的ゆとり、快適な職場環境、個人の能力の発揮の場、さらには高齢者や女性への職場の提供や社会福祉、地域活動、文化活動などでの貢献が求められるようになってきている。

こうした多元的な貢献は、企業自体の戦略としても、今後重要となつてこよう。すなわち、今後の日本社会全体の発展においては、人間の知性、感性を十分に活かした形の新しい価値の創造が重要性を増していくと考えられる。このような方向に対処して、企業が飛躍的発展を遂げるためには、そこで働く人々の創造性を高め、働く意欲を向上させ、さらには、社会に対しても、企業のイメージを向上させ、その存在意義を高める途を目指していくことが大きな意義を持つことになろう。

かかる認識の下、企業は今後、特に以下の点に努力すべきである。

＜勤労者の自己実現欲求への積極的対応＞

第一に企業に求められるのは、雇用者として、勤労者の自己実現欲求に積極的に対応することである。

我が国企業が勤労者の雇用の安定と所得の向上に果たしてきた役割は、国際的に見ても顕著であり、今後も引き続きこの面での貢献が期待されることは言うまでもない。他方、従来、「会社人間」という言葉にも表されているように、労働時間が長く、勤務時間外の生活も職場での人間関係の延長であることが少なくないなど、勤労者の日常生活において企業の占める比率は極めて大きかった。しかし今日、勤労者は職場生活以外の、家庭、地域社会等において諸活動を充実させることを求めており、このため

には何よりも労働時間短縮へのより積極的な取組みが求められる。また、職場においても、勤労者は自己の個性や能力を最大限に発揮することにより、自己実現を行うことを求め始めており、労働時間の短縮やゆとりある労働環境の創造へ向けての企業の特段の努力が求められる。

また、就業意欲を有する高齢者の増大、女性の社会進出意欲向上を念頭に置いて、65歳程度までの継続雇用の確保、高齢者や女性の実情に適した柔軟な勤務形態の導入などを積極的に推進することが必要である。

なお、労働分配率についても、長期的発展のための内部留保、消費者や株主への還元等とのバランスを考慮しつつ、望ましい労働分配率の在り方について検討する必要がある。

<「企業市民」としての社会的貢献>

第二は、良き「企業市民」としての、広く社会一般に対する積極的貢献である。もとより企業は今日に至るまで、国や地方自治体への納税を通じ、広く社会基盤の形成に貢献し、また、公共財とも言うべき独創的技術や優れたデザインの開発、社会発展の基盤となる人材の育成、さらに地域経済の発展など、我が国社会の発展に大きく寄与してきた。今後は更に、これらの分野での一層の貢献に努めるとともに、地域社会への貢献や、文化・学術活動等への支援、ボランティア活動への参加、あるいは地球環境問題への貢献等、「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会の構築に向けた多元的な貢献が求められる。その場合、企業自体がこれらの分野で積極的に活躍するとともに、従業員のボランティア活動等に対しても、時間及び資金両面で支援するような社内体制の整備に努めていくことが望まれる。

なお、政府としても、このような企業の多方面にわたる貢献をより容易にするため、各種の環境整備（特定公益増進法人の拡充等の税制上の措置を含む。）に努めることが必要であろう。

IV. いかにして 「ゆとりと豊かさ」に満 ちた社会を実現するか

(1) 明治以降の一世紀余り、我が国はひたすら近代化への途を歩んできた。今や、世界有数の経済大国として、国民の生活水準は大幅に向上升するとともに、安全、健康等の面でも極めて優れた実績を示している。

このような日本の近代化の推進の中核となったのは、人々の優れた勤労意欲である。今後とも、高い勤労モラルを維持し、経済活力を積極的に發揮することにより、良質で安価な財やサービスの提供が行われることは、「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を築くための最も重要な基盤である。働くことは、拘束であるとともに生きがいでもある。特に、戦後の日本においては、労使の努力により、労働者の働きがいのある環境づくりが積極的に進められ、いわゆる「日本の経営」の根幹をなすに至っている。今後も、省力化等を通じ、生きがいとしての労働のウエイトが高まるように努めるとともに、働く人々の創造性が十分に發揮されるような環境を醸成していくことが肝要である。「ゆとりと豊かさ」への指向が、単にぜいたくや怠けを意味するものであってはならないことは当然である。「足るを知る」という先人の知恵は、今日においてこそ、深く噛みしめるべきであろう。

(2) 他方、世界有数の経済大国となった今日、我々は、今、近代化とは何であったか、経済の発展と生活の充実との関係はいかにあるべきか等について振り返る余裕を有するに至った。

近代化の追求は、いかにして効率的に財やサービスの供給を増大さ

せるかという手段の追求であった。

これに対し、「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を求めるることは、国民一人一人の生活の満足度を高めるという多元的な目標を追求することである。

物質的豊かさを実現した今日、日本国民が叡知と勤勉性によって積み上げてきた経済力を国民一人一人の「ゆとりと豊かさ」につなげていくとともに、あわせて世界全体の豊かさに対していかに積極的に貢献していくかということが求められている。

それぞれの生活をいかにして充実させるかは、国民一人一人の選択にかかっている。今後においては、国民一人一人が人生の各段階において、それぞれのライフスタイルを自由に選択し、充実した生活を送ることが可能となるような環境整備を行うことが重要である。

(3) 90年代の10年間は、今後の高齢化社会の到来に備え、豊かな経済力を活用することにより、後世にも通ずる真に「ゆとりと豊かさ」に満ちた社会を形成すべき時期と捉えられなければならない。

そして、このためには、政府、企業、国民それがより一層「生活重視」の発想に立って、諸般の課題に積極的に取り組むことが求められる。

生産と生活との間で適正なバランスが確保され、国民生活の真の充実を図り、より「人間性を重視する日本」を築き上げることは、国内においては、より質の高い創造的発展への飛躍を可能とともに、国際社会における諸外国との相互信頼関係の強化に寄与するもの

となろう。

こういった方向への歩みこそ、あらゆる意味において、よりバランスのとれた日本を形成する

V. 具体的課題と 対応策の方向

1. 働く者のゆとりと豊かさ

(1) 労働時間短縮

労働時間短縮については、その必要性・重要性についての国民的合意は既に形成されており、また現時点においてもある程度の進捗はみせつつあるが、我が国企業の競争体質や労働時間規制の態様等から、もう一段高いレベルで時短を推進するための対策が不可欠である。

①「時間当たり生産性」、「時間当たり利益」理念の普及

労働時間の短縮を積極的に進めつつ効率的な業務運営を実現していくためには、「時間当たり利益」を重視した企業経営が求められる。

また労働時間の短縮は質の高い人材確保を容易にし、省力化投資、人的投資を促し、またそれ自体が労働者の勤労意欲や創造性を刺激することにより、単位時間当たりの労働生産性を高めるなどの効果を有する。我が国企業経営の特徴として、こうした「時間当たり生産性」については必ずしも明確に認識されていない。

特に、90年代半ばから労働需給逼迫が一層顕著となり、人材確保、高齢者や女性の活用といった労働者対策が重要な経営戦略となることを考慮すると、「時間当たり生産性」を踏まえ時短を積極的に推進していくことが求められる。

②労働時間の短縮

1800時間労働に向けて週休2日制の一層の普及、年次休暇の取得率向上、残業の削減等を進める必要があるが、政府としても、個別企業がこうした諸対策を進めやすい条件を整備する必要がある。

a 業界全体としての時短促進体制の構築

業界毎に取引関係等を考慮し、関連中小企業に配慮した連続休暇の一斉実施、流通部門等における輪番休業制の導入についても検討を進めるなど業界全体としての時短促進体制の構築を推進すべきである。

一方、中小企業については、時短を生産性向上、経営管理の合理化等と同時進行で実施していく必要があり、その支援方策につき関係省庁が必要に応じ有機的に連携しつつ効果的に実施していくことが有効と考えられる。

b 制度的対応

制度面では、官公庁の完全週休2日制を平成4年度中に実現するほか、学校の週休2日制について、できるだけ早期に実現する方向で議論を深めるべきである。

また、病気休暇の新設や現役世代から高齢世代への雇用機会の再配分の推進も、時短と高齢化が進展する中での時短推進策として有効と考えられる。

（2）創造性発揮のための職場環境の整備

勤労者が創造力の発揮など、労働を通じた自己実現への欲求を強めつつ

あり、また企業サイドでも創造的活動の意義が増大していることから、以下のようない方向で、勤務形態の柔軟化と職場環境の改善を推進する必要がある。

＜勤務形態の柔軟化＞

①フレックスタイム制の導入

各人のライフスタイルに応じた勤務時間帯の選択を可能とするため、フレックスタイム制の導入は有効である。出勤、退社時間の柔軟化により、生活者として、様々なスポーツ、趣味を楽しむことが可能となる。また、家事、育児等と社会進出との両立も容易になると考えられる。さらに、都市部を中心とする通勤の混雑解消にも役立ち、実質的自由時間の増大にもつながる効果もある。

②サバティカル休暇（自己啓発のための長期休暇）制度の導入

労働者が各々のライフスタイルに応じ、個性・能力を發揮しつつ働くことが重要となってくるが、長期間の就業の間には、個性の再点検、能力の再開発も必要である。そのためサバティカル休暇制度の導入等により、新たな創造性の発揮を図る必要がある。

＜職場環境の改善＞

①ニューオフィス

人々の個性、能力を十分に発揮させるため、快適かつ機能性に富んだニューオフィス化を推進すべきである。オフィスの快適性の向上が作業能

率を高め、特に、今後の知的・創造的生産においてニューオフィスが不可欠であるとの認識を普及するとともに、オフィス環境改善のための専門家であるファシリティマネージャー、オフィス空間をトータルデザインするためのオフィスデザイナー等を養成する必要がある。

さらに、作業効率及び快適性の向上のための、オフィス内機能と人員配置の在り方、情報管理の在り方、照明、トータルデザインの在り方等の人間工学的基礎研究等も併せて行っていく必要がある。

②ニューファクトリー

既に、最近の経済・社会環境の変化の中で従業員へのアメニティを十分考慮し、スポーツ施設、談話室等を設け、緑地を広く確保し、更には企業博物館等文化施設を併置し外部に開放するもの等新しいタイプの工場が生まれている。しかしながら、一般的には、工場が依然として、必ずしも明るい快適な職場というイメージでとらえられていない状況にあることも事実であろう。今後の工場建設に当たっては、①従業員に快適な生活・作業環境を提供する、②周辺環境との調和を考慮する、③地域社会の都市機能、文化施設の充実への貢献という観点を考慮することがますます重要となるとともに、既存工場についてもこのような観点から改善の努力が進められるべきである。このためこうした新しい時代に求められる新しい工場（「ニューファクトリー」）のコンセプトを明確化し、その実現を推進する必要がある。

③サテライトオフィス、リゾートオフィス

異常に長い通勤時間の解消、余暇と労働の両立を可能とするために、サテライトオフィス、リゾートオフィスの設置の動きがみられる。情報技術の発展により、意志疎通、労務管理等の空間的制約が解消されつつあり、また、実質的労働効率の向上という観点からも、このような方向への対応は望ましいといえよう。

2. 生活者のゆとりと豊かさ

(1) 土地政策

土地の需給両面から総合的、かつ、計画的な施策を実行することが重要である。

また、より基本的な構造的課題として、首都圏への一極集中は、政府機関、産業等の移転の推進、地方圏の産業・都市機能の向上等により、その是正が強く求められる。

①土地保有に係る課税の適正化

土地保有課税等の適正化、大都市地域の市街化区域内農地の宅地並み課税の推進等により、土地の保有コストを合理化し、利用すべき資産としての土地の位置付けの明確化を図る必要がある。

②開発利益等の社会還元

都市基盤の整備等の開発行為が公共体等土地所有者とは異なった主体に

より行われることが多いことを踏まえれば、こうした開発行為に起因する地価の上昇がそのまま土地所有者に帰属することになれば社会的不公平が生じる。

このため、公共施設の整備等により生じた地価上昇分の一部を土地所有者から徴収し、新たな社会資本整備のための財源としていくこと等により開発利益の一定割合を社会に還元することを検討する必要がある。

③計画的な土地利用と規制緩和

都市計画と整合性のとれた宅地の供給を促すため、より広域的かつ詳細な土地利用計画の策定等を進めるべきである。

また、土地の高度利用を進めるため、大都市圏において都心部における容積率の緩和や下限設定の検討を進めるとともに、中高層住宅等の建設を引き続き推進することが必要である。

さらに、土地取引の円滑化を図るため、借地借家人の権利保護にも配慮しつつ、借地借家法の見直しを検討するとともに、土地の証券化等も積極的に検討すべきである。

④工場跡地等低・未利用地の有効利用

工場跡地等低・未利用地の有効活用を図る必要がある。その際には、周辺環境に応じ、賃貸集合住宅や都市型産業の整備を推進する等、土地の計画的利用が図られるべきである。

⑤多極分散型の国土形成

地方圏における情報・交通インフラの整備と地方圏の産業・都市機能の向上を通じ、多極分散型の国土形成を推進することが必要である。

（2）住宅政策

「ゆとりと豊かさ」に満ちた国民生活を実現していくうえで、生活の基盤となる住環境の整備は最も重要な課題である。したがって、90年代においては安らぎと快適性に満ちた住生活構築のための積極的な取組みが求められており、次のような具体的な施策を推進する必要がある。

①住まい手ニーズに対応した良質な住宅、住宅設備等の供給

近年の社会経済環境の変化に伴い住まい手ニーズが個性化・高度化してきているため、これらに的確に対応した住まい手が満足する良質な住環境の整備に努めていかなければならない。

このためには、引き続き、十分な居住スペースを有する住宅の円滑な供給を図ることはもとより、高齢者の生活ニーズをはじめとする多様なライフスタイル、ライフステージに配慮した住宅、住宅設備等の供給及び新素材や電子・情報化技術等のハイテク活用による住宅の利便性・快適性の向上を図るとともに、住まい手に対し住生活全般に関する総合的な情報提供が行われるような体制の整備が必要である。

また、住宅関連部材の輸入促進等による選択の幅の拡大により、多様な住まい手ニーズに対応していくことも重要である。さらに、既存の住宅に

おける住環境の向上を図るために、住まい手ニーズに的確に対応し、快適な居住空間を創造し提案する産業としてのリフォーム産業の確立を図るとともに、ライフスタイルの変化等による将来のリフォームを見越した住宅、住宅設備の供給を図る必要がある。

特に、他の地域に比べて住宅取得が困難となっている大都市部においては、住宅・宅地供給の増大を図ることに加え、快適な都市居住が可能となるよう、努めていかなければならない。このため、住替え住居等にも対応し得る多様な集合住宅や良質な借家の供給、持家化が可能な社宅の充実、家事支援、セキュリティ等の都市型サービスを容易に利用できる機能的な住宅の整備及び複数の住空間を利用するマルチハビテーションの円滑化等を図ることも重要である。

②住宅生産の新たな仕組み

住宅のコストダウンを進めるとともに、技能工不足など深刻化する問題に対応するため、住宅生産の新たな仕組みの構築に努めていかなければならない。したがって、住宅の工場生産化率の一層の向上のための技術開発を推進することにより、工期の遅れや価格の上昇を引き起こしている技能工不足問題に対応し、より一層のコスト削減を可能とともに、規格の統一、法的諸規制の見直し等を行うことによる住宅の部品化の推進及び部材流通における情報化の推進等による生産・輸送・在庫等の面での効率化の促進を行っていく必要がある。

③住宅におけるエネルギー有効利用の促進

快適性の追求に伴い家庭用エネルギー消費は、今後とも着実に増加していくことが見込まれているが、我が国の低いエネルギー自給率及び地球環境問題等を踏まえれば、住宅におけるエネルギー有効利用の促進に努めていかなければならない。このため、住宅におけるエネルギー利用効率向上のための技術開発を推進するとともに、ソーラーシステム、パッシブソーラー（受容した太陽熱を動力を用いない自然の熱伝達により蓄積・移動させ利用するシステム）等の自然エネルギー利用及び住宅の断熱性向上等を引き続き推進していく必要がある。

（3）生活関連社会資本の整備

我が国は、戦後の経済発展の過程の中で諸外国に比しても遜色のない規模の資金を社会資本整備に投入してきているにもかかわらず、地価の高騰や硬直的な資源配分等により道路、公共住宅、下水道、都市公園等の生活に密着した生活関連社会資本の整備状況は量的に不十分な状況にある。また、質的な面をみても「とりあえず」主義的な、機能中心で最低限要求される水準を満足させることを主目的として整備がなされ、高齢者等の社会的弱者や景観や快適性等そこに生活する人々の生活の質は軽視されることとなった。

このため、今後は、生活者重視の観点に立ち、生活関連社会資本の重点的かつ計画的整備を図るとともに、高齢化や女性の社会進出の増大等に伴う生活者のニーズの変化に的確に対応していくことが必要である。

①生活関連社会資本の重点的かつ計画的な整備

国民生活の充実と質の向上を目指して、今後の社会資本整備においては、道路、公共住宅、下水道、都市公園等の生活関連社会資本整備を重点的かつ計画的に進めていくべきである。

②ライフステージに応じた生活関連社会資本の整備

今後の生活関連社会資本の整備に当たっては、生活者の視点に立ち国民のライフステージに応じた種々のニーズを取り入れ、きめ細かな対応を行う必要がある。特に、これまで社会資本整備は健康な成人を中心に想定して行われてきたとの反省に立ち、高齢者、子供等これまで十分な配慮がなされていない人々にとっても快適に利用し得るよう配慮しつつ生活関連社会資本を整備することが求められている。また、今後は人々の自己実現を支援し、生活の高度化に資する施設やサービスも基盤的かつ共通的なものであれば、国が積極的に供給すべき生活関連社会資本に含めることが必要と考えられる。

③アメニティに配慮した生活関連社会資本の整備

人々が日々生活する生活環境としての社会資本整備については、今後は快適性、美しさ等のアメニティに配慮した質的向上を図ることが必要である。

特に、街並みづくりにおいては、美しい都市景観の形成に向けて、国、地方公共団体のより一層の対応とともに、企業のより活発な取組みが期待される。

また、国際的にも整備水準が低い電線類の地中化を促すとともに、景観材料の普及啓発等により住宅地域、商店街、工業地域の別又は各地の文化、歴史等の地域特性に配慮した快適で美しい街並みづくりを推進すべきである。建材産業においてもこのような動きに的確に対応するため、製品の品質改善、製造や流通部門における合理化を一層促進する必要がある。

また、近年、多くの都市で駐車場のスペースの不足のため、路上駐車が増え、交通渋滞をひきおこすとともに都市の美観上も問題となっている。今後、重点的に公共駐車場の整備、駐車場案内（情報ネットワーク）システムの導入、マイカー通勤自粛運動等を進めていく必要がある。

さらに、アメニティ指向の高まり等による都市部を中心とした民生用（業務用及び家庭用）の冷暖房、給湯需要の拡大に対応し、未利用エネルギーを活用した熱供給施設の整備を推進する必要がある。

④資金供給の在り方及び民間能力の積極的活用

社会資本の整備に当たっては、所要の公的資金の確保が重要であることは言うまでもないが、受益者負担により事業の採算が見込まれる分野については引き続き民間能力の積極的な活用を図ることが重要である。その際には民間部門の豊富な資金のみならず、その運営ノウハウ等を活かした効率的で細かな整備が実現することが期待される。このため、法令上の諸規制の緩和と新しい資金調達手法とを組み合わせた新しい民間能力の活用方式を検討することが必要である。（例えば、欧米で採用されているような、都市開発公社に債券発行権限を付与して施設整備を行わせる方法等

が参考となろう。)

また、これまでに新增設した社会資本は膨大なものとなっており、今後はこれらの社会資本の修繕や維持にも民間能力の活用の観点を導入していく必要がある。具体的には地域社会活動の支援等が考えられるが、その際、企業も地域コミュニティの一員であるとの責任を自覚し、地域の街並み造りや生活関連社会資本整備に貢献することが期待される。このような企業の地域社会への貢献を促進するための措置を検討することも必要であろう。

⑤総合的情報通信インフラの整備

国際化の進展や情報化の進展に伴い高度情報システム等の情報通信インフラの整備が必要になっているが、これらの社会資本整備は医療サービス、交通制御システム、ケーブルテレビ等国民の生活の高度化、多様化にも寄与しうるものであり、産業基盤としてだけではなく、生活面も含め総合的に活用しうるよう計画的に推進すべきである。

⑥生活関連社会資本の有効活用

既存の生活関連社会資本のうち必ずしも十分に活用されていない図書館、博物館、スポーツ施設等については、情報システムの活用、普及啓発活動の充実、利用時間の見直し、運営面における民活導入等により、これらの高度利用を図ることが必要である。

この場合、医療や交通分野等の生活関連社会資本においては、各施設を一つのシステムの一部と位置付け、それぞれの分野における総合的利用を

図ることにより、利用効率が向上するものと考えられるので、これらの総合的利用システムを構築することが必要である。

（4）充実した余暇の実現

現在、国民は豊かな余暇時代の到来を望んでおり、余暇関連の財、サービス、空間等多様な面において国民の需要が高まりつつある。今後、余暇意識の高まり、自由時間の増大等に伴い、余暇市場が拡大する。これに対応して、混雑、価格上昇等の摩擦現象を避けるため、施設とサービスの供給を増大し、需要との適合を図ることが必要である。

特に90年代は、自由時間の比率がますます高まり、かつ、自由時間の大部分を占める余暇時間の比重が増大することが予想されることから、日本の内外において国民の豊かな余暇を実現する必要がある。

①余暇の重要性に関する社会的合意形成の推進

個々人の創造性が發揮される社会環境の整備を目指して、ゆとりある生活の意義、余暇の重要性等について広く社会的合意を形成するための普及活動を推進することが重要である。

②リゾート施設の建設・整備

現在、内外における長期滞在型リゾートの建設・整備が望まれている。国内については、何よりもまず、総合保養地域整備法（リゾート法）に基づくりゾート施設の整備と適正な価格でのサービスが望まれる。また、リゾート開発に当たっては、自然環境の保全に十分な配慮が払われなければ

ならない。さらに、海外についてはアジア太平洋をはじめ、広く世界の各地において、長期滞在型リゾートの利用体制が形成されることが望まれる。

③健全な余暇産業の発展

余暇産業は基本的には民間活力に基づいて発展成長すべき分野であるが、既に急成長を遂げている分野が見られる一方、先行き不透明な分野もある。このため、まず余暇産業の将来ビジョンの作成が望まれる。更に、このような将来性を踏まえ、民間主導による健全な余暇市場の形成が望まれる。

④未利用余暇資源の利用

余暇ニーズの拡大と多様化に対応して、海、空等の未利用資源の活用が望まれる。また、学校の運動施設、企業の福利厚生施設等について、地域住民さらには一般市民の余暇資源として有効活用が図られることが望ましい。この場合、ネットワークの構築と施設管理責任との関係について特段の工夫が求められる。

⑤休日分散の推進等

余暇サービス供給はストックができないため、国民が一斉に休めば需給の不均衡が発生する。この点からも週の休み、年間の長期休暇を通じて休みが分散されるような措置が望まれる。また、サマータイムの導入についても検討が必要である。

⑥生涯学習の充実

個人の自己啓発意欲の高まりに対応して、増大した余暇時間を活用し、自治体、企業において、生涯学習の充実を積極的に図っていくことが望まれる。

3. 消費者のゆとりと豊かさ

(1) 消費者行政の展開

①消費者啓発・教育等の充実

消費者を取り巻く環境が急速に変化していく中で、消費者が主体的・合理的な消費者生活を営んでいくためには、消費者が、商品・サービスに係る品質性能・安全性、業者との契約の形態・内容、さらには内外価格差等に関する正確な知識や情報を入手し、真に必要とするものを自ら賢明に選択できるようにすることが必要である。

このため、従来から、消費者啓発・教育の一環として、各種広報活動、各種商品比較情報の提供、消費者トラブル情報の収集・分析・提供等が行われているが、さらに以下の項目についての検討が必要である。その際、経済の急速な国際化を踏まえ、輸入品に関する情報提供等や、在日外国人の増加にも配慮した消費者啓発・教育の在り方も含めた検討が必要である。

a 学校教育を含む消費者啓発・教育の推進

消費者が多様な商品・サービスの中から、真に必要とするものを的確に選択しうるよう、学校教育における取組みを含め、各種の消費者啓発・教育事業の充実を図ることが重要である。

b 消費者に対する情報提供機能の強化・拡充

近年のサービス経済化の進展に伴い、契約後のサービスの質や契約の解除を巡るトラブルが増大しているという状況に対応するため、当該サービスの内容についての表示や評価の在り方を検討するとともに、商品比較テストに準じたサービスに関する比較情報の提供について実施方法の検討を行っていく必要がある。

また、輸入品についても、今後、各都道府県に日本貿易振興会が設置する「経済国際化センター」の活用等を通じ、アフターサービス、個人輸入等の情報提供体制の整備を進めていくことが重要である。

②消費者保護のための基本的ルールの整備

多様化・複雑化しつつある消費者トラブルに対して、積極的主体としての消費者の行動を補完するための基本的ルールを整備していくことが重要である。既に、「割賦販売法」「消費生活用製品安全法」「訪問販売等に関する法律」等の法的措置が講じられ、昭和63年の「訪問販売等に関する法律」の抜本的改正をはじめ、常に見直し等が図られてきたが、今後とも、消費者を取り巻く経済社会の変化に即応した機動的な運用を行ってい

くことが重要である。

また、今後はこれらに加えて、以下の項目についても、その必要性を十分に勘案しつつ、取り組んでいく必要がある。

a 新たな消費者取引等に関する取引ルールの検討

1) サービス取引に関する取引ルールの検討

経済のサービス化に対応して、サービス取引を巡るトラブルが生じているが、約款の標準化によるトラブルの回避等、取引秩序の在り方について検討すべきである。

2) ニューメディアを利用したホームショッピング等に関する取引ルールの検討

情報化の進展に伴い、90年代には、ホームショッピング、ホームバンкиング等の新たな消費者取引が急速に普及すると予想されるが、こうした取引に対するルールの在り方を幅広く検討することが必要である。

b 企業の有する個人情報の保護に関する制度の検討

近年、情報化の進展等を背景とする顧客獲得競争の激化が、セグメント化された顧客情報の収集・蓄積に一層拍車をかけており、また、クレジット取引の増加に伴い個人情報の蓄積が進んでいる。

このため、顧客リスト等企業の保有する個人情報の収集、利用・提供、管理、自己情報の開示請求等について、各業態の個別の状況を踏まえつつ、法的措置を含め、個人情報保護のために適切な対応を講じていく必要

がある。

c 製造物責任制度に関する検討の推進

製造物責任（欠陥製品による損害に対する製造者の責任）制度については、EC各国が立法化を進める一方、米国では一定の枠組みを与えようとする動きがあり、我が国においても関心が高まっている。

本制度は、民法の原則に対する重要な例外をなすものであるが、基本的には消費者保護の充実に資するものとして評価し得るものであり、制度の在り方については、既存の安全規制との関連、消費者救済の実効性、保険制度等履行確保制度の在り方、産業に及ぼす影響等に配慮しつつ、着実かつきめ細かな検討を行っていく必要がある。

d 輸入製品の安全に関する技術協力の推進等

消費生活用製品について諸外国からの輸入は、今後一層増加していくと予想され、当該諸国からは、我が国への製品輸出を一層拡大するために、対日輸出有望商品についてのアドバイス、製品安全に関する技術指導の要請等が増えてきている。

このような状況の下、当該諸国の製品安全対策の向上と輸出拡大に寄与し、また、我が国の製品輸入の拡大と消費者保護に資するために、商品専門家の派遣によるアドバイス、消費生活用製品に係る安全対策専門家の派遣・研修生の受入れ等、技術協力の実施や、輸入製品のアフターサービス体制について検討する必要がある。

③多様な消費者の意見・ニーズの行政や商品開発等の企業活動への反映

国民生活の質的向上を図るためにには、消費者と企業の良好な関係が構築されることが必要であり、企業の消費者志向体制の整備、向上を図る観点から、「消費生活アドバイザー制度」が活用されているが、消費者を市場経済を構成する対等な積極的主体として捉えていく立場からは、多様化した消費者の意見・ニーズが、行政や企業活動により一層反映されやすくなることが重要であり、以下のような点を推進していく必要がある。

a 企業の消費者志向体制の一層の向上

消費生活アドバイザー制度等の一層の活用を図ること等によって、企業の消費者指向体制の一層の向上を図る。

b 消費者サイドからの意見・ニーズの反映

消費者の多様なニーズを企業に吸収させ、企業はそれに対応する幅広い商品・サービスを提供する等、消費者の選択の幅を拡大していくためには、消費者サイドの意見・ニーズが、行政や商品開発等の企業活動に対してより一層反映されやすくなるようにしていく必要があり、そのための方策を検討する。

なお、消費者ニーズを的確に反映したJISの制定を図る必要がある。

(2) 物価政策

我が国の物価構造のは正を目指す際の視点と基本的方向としては、以下の4点が重要であると考えられる。

①より有効な価格メカニズムの発揮

市場のメカニズムが有効に機能していることは、消費者本位の物価構造が実現される上で基本的条件である。

また、少なくとも貿易可能財については、市場の競争が有効に機能すれば、本来、国際間の物価水準の歪みは、貿易取引を通じて解消するはずのものである。

新規参入や価格競争を抑制するおそれのある制度的要因や商慣行によって、競争メカニズムの発揮が妨げられている場合は、消費者重視の視点に立った見直しが求められる。

さらに、消費者が、市場の価格メカニズムの中で主体的役割を果たすためには、その商品選択に当たってより正確なデータが得られ、的確な判断を行い得ることが重要である。

特に、国内的には、商品の供給ルートが多様化し、同じ商品でも様々な購入形態が可能となりつつある今日、また、国際的には、消費者が内外の価格のバランスに敏感になりつつある今日、情報提供の重要性はますます高まるものと考えられる。

したがって、消費者に対して、国内の様々な、販売ルートにおける価格の情報、さらに、海外における価格の情報を、継続的に提供するシステムを構築することが必要である。

②流通における規制緩和や効率化の推進

希望小売価格・建値、返品、リペートといった各種商慣行について、開かれた合理的な流通構造を実現すべく見直しを行い、市場における価格競

争が活発化するような環境を整える必要がある。

また、流通における規制緩和や効率化を推進することも物価政策上重要である。大規模小売店舗法の規制緩和、その他流通に関する規制の緩和を含め、公的規制のある分野については、制度の見直しを通じて、企業の自由な営業判断の幅を広げるよう努めることが必要である。

③低生産性分野の生産性の向上や公共料金の適正化

国内産業間で比較した場合、あるいは、国際的に比較した場合、著しく生産性の低い分野が存在することは、そのような分野の相対的な価格水準を押し上げ、結果として、我が国の物価水準の割高感の一因となる可能性を有する。このような分野については、競争原理を尊重しつつ、生産性の向上に努め、価格水準の引下げを図ることが求められる。

したがって、生産性が低い産業分野については、基本的には、保護的な規制制度や競争制限措置ではなく、国際的水準を目指した効率化への不断の努力を怠らないことによって、物価構造の是正に資する必要がある。

また、公共料金については、国際的な観点からコスト構成等の検討を行いつつ、一層の生産性向上に努めることによって、料金の適正化を図ることが必要である。

④商品選択の多様性の確保と輸入の促進

多様なライフスタイルを追求する消費者にとって、商品選択の多様性が確保されることが重要となる。

消費者は、高機能・高品質の商品を求める一方、シンプルかつ廉価な商

品に対する需要も根強い。価格及び品質の両面で幅のある品揃えを維持し、消費者の幅広い選択を可能とすることが求められている。

特に、消費者の選択の幅を広げ、価格競争を活発にする上で、我が国市場へのアクセスの改善を図るとともに、海外における対日輸出有望商品の発掘、我が国消費者への輸入品関連情報の提供等による一層の輸入拡大を図ることが必要であり、90年度から実施される総合的輸入拡大策の活用、推進が重要である。

4. 優しい社会の実現

(1) 高齢化社会への対応

<豊かな熟年生活の達成>

①高齢者の継続雇用の促進

高齢化が急速に進展する中で産業社会の活力を維持、発展させていくためには、長寿化に対応して少なくとも65歳程度までは十分な雇用機会が確保される必要がある。このためには、定年延長の促進、勤務延長制度、再雇用制度、年齢別勤務時間制度等の導入促進により、少なくとも65歳程度までの継続雇用の促進を図ることが重要である。

②多様な雇用形態、勤務形態の開発

高齢者は、個人によって体力、健康状態、生活状況が様々であり就業

ニーズも多様化することから、高齢者が安心して就業を継続するためには、短時間勤務、隔日勤務、在宅勤務、サテライト・オフィス勤務といった多様な就業ニーズに応じた新たな雇用形態、勤務形態の開発を促進する必要がある。また、これまでの経験やノウハウを活用して社会に貢献したいとする高齢者のために人材銀行等の設立について検討することも必要である。

③職域拡大、就業支援のための技術開発の促進

人間の肉体的な諸機能については、加齢に伴って低下するのが一般的であり高度な知識、ノウハウ、責任感等を身につけていても、肉体的な機能の低下から就業が困難になる場合も多いと考えられる。

このため、加齢に伴い低下する能力、機能を補完し、高齢者の職域拡大、就業支援に資する技術開発（アクティビシルバー機器）を積極的に推進する必要がある。また、機器開発に伴う機器の標準化を推進する必要がある。

④年金支給の弾力化の検討

将来的に年金の支給開始年齢は65歳に引き上げられると考えられるが、60歳台前半層の就業ニーズ、雇用形態は多様化していることから年金制度の弾力的な対応が必要である。

このため、長期的な観点から、職業生活から引退生活へのなだらかな移行を図るための年金制度（仕事を段階的に減らしながら、仕事量の減少に見合う所得を別の形で保障する制度）の導入について検討することが必要

であろう。

＜高齢者に優しい社会の達成＞

①高齢化の進展に対応したサービス業の発展支援

高齢化の進展に伴い需要が増大しつつあるシルバーサービス業（有料老人ホーム、シルバーケアサービス、看護用品レンタル等）については、その健全な発展が期待されている。

このため、安心して利用できるサービス水準の確立、安全性確保のための業務内容等に関する基準作り等の検討を行う。また、利用者の低廉な利用を実現するため、関連情報サービスのネットワーク形成や設備投資の促進のための措置について検討することが必要である。

②高齢者に配慮した住宅の整備

高齢化の進展に伴い、一人暮らし又は夫婦のみの高齢者世帯が増加することが予測されるが、これらの世帯が安心して生活することができる住宅の条件を整備することが重要である。

このため、心身機能が低下しても対応できるように、構造や設備（段差の解消、手すりの取り付け、風呂やトイレの改造等）が工夫されていること、及び緊急時の対応や必要な時に医療や介護サービス等が迅速に受けられるようなケア付の住宅及び住宅設備の供給を支援することが必要である。

③生活関連社会資本の整備

現在、生活するうえで必要とされる交通機関や公共施設等は、青壮年層を中心とした機能重視の施設となっており、必ずしも高齢者向けには作られていない。

このため、高齢者の事故防止のための設備（エレベーター、エスカレーター、スロープ等）や事故通報システムの開発普及、また、高齢者の健康増進、心の安らぎの場としての公園や公共施設の充実を図ることが重要である。

④メロウ・ソサエティ（情報化円熟社会）構想の展開

メロウ・ソサエティ構想は、高齢者がゆとりと豊かさに満ちた生活ができる社会の形成のために必要不可欠な情報インフラストラクチャの導入を図ろうとするものである。このため、メロウ・ソサエティ構想が対象とする生活場面は、医療・保健といった高齢者対策に想起されがちな場面だけでなく、雇用・就労、都市・住宅、交通・運輸、レジャー、教育・学習など高齢者のあらゆる生活の局面を考慮しなければならず、このためには、産業界や学界の協力も不可欠である。

このような考え方を受けて、産・官・学により設立された「メロウ・ソサエティ・フォーラム」の活用を通じて、本構想の普及活動に取り組むとともに、高齢化社会を支える情報システムを地域にモデル的に導入すること等を推進する必要がある。

＜高齢化に対応した技術開発＞

①医療機器、介護障害者機器の開発

現在、介護の問題は、受ける側にとっても、行う側にとっても著しい負担が存在する。しかし、例えば力仕事などが機械化されることによって、お互いの苦痛、負担を軽減することができる。

このため、高齢者自身の尊厳と自立の意志を尊重し、できるだけ普通の暮らしをおくりうるよう、高齢者の介護や医療を支援するための機器、運動機能等の低下した高齢者の生活を支援するためのロボット技術等を応用した機器等を開発する必要がある。

②高齢者社会参加支援機器

高齢者が産業構造の変化に合わせて異業種にも簡単に適用できるようなエキスパート・システム等一人一人の資質、条件に合った働き方ができるような技術が求められている。また、誰でも手軽に使える生活用品、娯楽用品、家具等が求められている。

このため、現在の技術力を生かしつつ高齢者の特性に十分配慮して、引き続き元気に生活できるよう支援する機器の研究開発に着手する必要がある。

(2) 女性の社会進出への対応

①出産、育児負担軽減のための環境条件の整備

女性が職業生活を継続する上で最大のネックになっているのは、出産、育児の負担である。

このため、保育施設の充実等社会的サポートシステムの整備を進めると

とともに、企業における育児休業制度や再雇用制度等の導入を促進する必要がある。

②高齢者看護、家事負担軽減のための環境条件の整備

出産、育児以外にも女性の社会進出を妨げているものに、高齢者看護や家事労働等の問題がある。

このため、企業における看護休暇制度（男性でも女性でも看護休暇の取得が可能な制度）等の導入を促進するとともに、ホームオートメーションシステムの開発、家事支援サービスの整備等を積極的に推進することが必要である。

③新たな勤務形態の開発

潜在的な女性労働力を市場に引き出すとともに、女性の継続就業を促進するためには、家庭内や近隣において勤務できる体制作りを進めていくことが効果的である。

このため、在宅勤務、サテライト勤務等新たな勤務形態の導入を促進することが必要である。

（3）人間感覚を重視した技術基盤の確立

①人間感覚計測応用技術の研究開発の推進

今後、心の豊かさを求める時代を迎え、従来の性能向上のみを目指した製品開発から、快適性といったこれを使用する人間感覚の充足度を考慮に

入れた製品の開発が不可欠となってきた。

このため、人間感覚計測技術、評価技術、及び各種の生活環境条件を再現しうる生活環境シミュレーターの開発を行うとともに、開発されたシミュレーター等を用いて各種の生活環境を再現し、人間感覚との相互関係を解明することにより、人間感覚と生活環境との相互関係を総合的に評価する手法を確立することが必要である。

②人間感覚を重視した標準化の再構築

従来の機能重視の機器・設備開発から、デザイン、感性等「使い心地」や人の能力に応じた「使い易さ」を重視した標準化の見直し・再構築を行うことが必要である。

③研究開発推進体制の整備

今後、生活関連機器、設備の研究開発を進めていく際には、従来の性能向上を目指した製品開発のみならず、人間感覚に重点を置くという新しい視点のもと、体系的に研究開発を進めていくことが必要である。

このため、人間生活工学研究センター（仮称）を設立し、生活者等のニーズの変化を幅広くかつ的確に把握し、学会、産業界等各界の協力・連携を図りつつ、人間生活工学に関する研究開発、人間感覚を重視した標準化の再構築、更には内外の人間生活工学に関する研究情報交換、研究協力等を実施する必要がある。

5. 産業活動等を通じた国民生活の向上 —生活文化提案型産業の発展支援—

(1) 産業活動を通じた生活文化創造のための基盤整備

生活文化創造のためには、インフラ整備、技術開発、人材養成、情報収集など、ハード、ソフト両面にわたる基盤整備が重要であり、以下のような基盤整備のための施策を行うことが重要である。

①生活文化創造拠点の整備

日本の伝統的な生活文化、海外の生活文化の紹介及び先端技術を駆使した近未来の生活文化の提案等により、生活者がゆとりと豊かさに満ちた生活の在り方について主体的に考え、自らの生活に積極的に取り入れる動機付けを行うとともに、産業界からの生活文化に対する提案と生活者の適正な選択の相互作用により、新たな生活文化を創造していくため、その基盤施設として生活文化創造拠点の整備を推進する必要がある。

②ファッションの向上

ファッションは、高度な感性によって創造され、多くの人々にある一定の期間、共感をもって受け入れられた生活様式として位置付けられ、単に衣服にとどまらず、食、住、サービスを含む生活文化全般にわたる新たな価値を有するものとして、認識されつつある。また、ファッションは、ハイテクと並び今後の我が国の経済社会の発展方向を特徴づける大きな要素

となりつつある。

このような、ファッションの向上は、科学技術、人文科学、芸術の向上と密接不可分の関係を持ち、国民生活の充実、国際相互理解の増進、地域の活性化等に資するものである。

ファッションの向上を図るためにには、財団法人日本ファッション協会の活用等を通じ、明日のファッションを担う感性豊かな人材の育成、ファッション・ミュージアム等の文化的基盤施設の整備促進、ワールド・ファッション・フェア等の国際交流イベントの開催等を強力に推進することが重要である。こうした諸活動により、我が国がファッション・文化・情報発信力を向上させ、世界のファッション、特にアジアのファッション振興に貢献し、世界の生活文化の向上に寄与することが期待される。

③デザインの振興

デザインの振興は、科学技術や芸術の向上と密接な関係を持ち、国民生活の質的向上、産業の高度化地域の活性化、国際協力等に資するものである。

このような観点から、「デザインの日（10月1日）」を通じて、デザインマインドの社会への一層の浸透を図りつつ、デザインセンターの支援、国際デザイン交流の推進により、デザインの振興を図る。

特にデザインセンターについては、デザインを通じた地域振興の観点から、東京、名古屋、大阪等においてその建設が検討されているが、（財）国際デザイン交流協会等、各地のデザイン関係団体との連携を図りつつ、これを積極的に推進する必要がある。

④90年代の生活文化の創造への取組み

生活者の意識、ニーズ等の変化を踏まえ、90年代の生活文化の創造の方向を検討するとともに、各種イベント等の企画・開催を通じ新しい生活文化創造への動きを推進する必要がある。

（2）より豊かな生活空間創出のための各種施策の推進

生活文化創造のためには、人々の日常生活の満足度を左右する生活空間を、より豊かにしていく必要がある。このため、日常生活のいろいろなステージに応じ、快適性、機能性、豊かさ、潤いなどを向上させるための所要の施策を講じていく。

①ファッション・タウン等の建設の推進

地域の活性化やイメージアップ、生活者のアメニティの向上を図るために、東京（臨海部、両国）、横浜（MM 21）、神戸（六甲アイランド）等においてファッション関連産業、ファッション関連文化施設等の集積を目指し、ファッション・タウンやファッション・センターの建設が計画されているが、繊維リソースセンター事業や各地のファッション協会との連携を図りつつ、これを積極的に推進する必要がある。

②景観材料対策（都市空間の質的向上）

我が国都市景観の向上のため、「美しい景観を目指す“もの”づくり」を目的とし、景観材料推進協議会を中心に各種調査研究、普及啓発、人材の育成等を行う必要がある。

③ニューオフィス化の推進

社団法人ニューオフィス推進協議会を活用しつつ、オフィスに関する調査研究、ファシリティマネージャー資格制度の創設等人材養成、広報普及等所要の施策を講じることが必要である。（40頁 「ニューオフィス」の項参照）

④心豊かな食空間創造プロジェクト

人々の食の場、語らいの場である食空間を、家庭における食卓・食空間で個性や季節などに応じて自己表現すること、あるいは外食産業などが人々の五感を楽しませ、より豊かで潤いのある食空間を提供すること、すなわち食卓を囲んで人々・家族が心と心を通わせる豊かな生活文化の復活・創造を支援するため、食空間に関する基本調査、家庭への紹介、人材の養成等産業界への支援を行うことが必要である。

⑤インテリア産業の発展支援

住宅のインテリアコーディネートの質的向上のためのインテリアコーディネーターの養成など所要の施策を講ずる必要がある。

⑥伝統的工芸品産業の発展支援

ゆとりと豊かさに満ちた個人のライフスタイル創造を支援するため、生活に潤いや華やかさをもたらす伝統的工芸品産業の発展を図る必要がある。そのため、伝統的工芸品の技術・技法等を定めた告示等の見直しを進めるとともに、後継者確保・育成、需要開拓等所要の施策を行う必要があ

る。

（3）ライフスタイルの変化に対応した生活関連サービス産業の発展支援

国民のライフスタイルが変化し、女性の社会進出、高齢化、余暇時間の増大に対応したサービスの需要が高まっている。このため、政府としても、これらサービスを担う産業の発展を支援していく必要がある。

①家事支援サービス産業

女性の社会進出の進展等を背景にする家事の外部化等の進展、高齢化の進展に伴う高齢者ケア等のニーズの増大等を踏まえ、その負担を担う家事支援サービス産業の必要性が高まっている。このため、ハウスキーピング、チャイルドケア、シルバーケア、惣菜宅配等の家事支援サービス産業の発展を図ることが重要である。

②余暇関連サービス産業

自己時間の増大に伴って、余暇関連サービスの需要は増大すると考えられるが、現在、サービスを供給する側のキャッチアップは充分ではない。生活文化創造のためには、生活者各人の余暇の過ごし方が重要なポイントであり、余暇活用のための環境の整備が、国民のゆとりと豊かさ創出の基盤となる。

このため、人材の育成、消費者との取引ルールの適性化等を通じ、以下の産業をはじめとする各種余暇関連サービス産業の健全な発展を図る。

- ・スポーツ産業

生活者が実際に身体を動かし、楽しむ社会を提案し、生活者個々人の価値観と感性に応じた多様なスポーツ実践の場と機会を提供するスポーツ産業の健全な発展を促すことが重要である。

このため、特に、地価制約下における適切な施設整備・運営、生活者のスポーツへのアクセスの容易化、多彩なメニュー提供を可能にする指導・経営ソフトの確立、人材育成等における産業と大学との連携等を支援することが必要である。

・生涯学習関連産業

カルチャーセンター等の民間教育サービス業、書籍・レコード販売業等の発展を促すことが必要である。

・文化関連産業

生活者にとって最も身近な文化受容機会を提供する映画・映像・音楽・演劇産業の一層の発展を促進するため、複合型映像制作拠点（コンプレックスパーク）の展開、映画館・映像シアターに係る諸規制の緩和、映画・映像産業に携わる人材の育成、映画制作に関する国際協力・国際交流等を推進するとともに、音楽、演劇についても設備の充実、人材の育成、国際展開等を図ることが必要である。

・リゾート産業

余暇の拡大に伴い、ニーズの増大が見込まれるリゾート産業の発展を促す必要がある。

・イベント産業

各地域の実情に則した地域の活性化を図り、新たな生活文化の提案にも資するため、新しい形の博覧会や見本市、展示会、コンベンション等の開

催を支援することが必要である。

（4）流通システムの効率化と豊かな消費生活の実現

①流通システムの効率化

競争メカニズムの十分に働かない部分を見直し、合理的な流通システムを構築することは、流通のコストパフォーマンスを高め、よりよい消費生活の実現に貢献するものである。このため、大規模小売店舗法の規制緩和の推進及び商慣行等の改善を進め、流通システムの一層の効率化、さらには、流通システムの情報化、物流システムの高度化等基盤面での整備が必要である。

また、消費者の利便性の向上を図る観点から、多様な決済手段の確保、エレクトリック・マネー化による決済合理化等キャッシュレス・ショッピングを推進する必要がある。また、このため、消費者ニーズに合致したクレジット・システムの開発、カード社会の基盤整備等を推進すべきである。

②新たなライフスタイルに対応した流通システムの構築

高度化、多様化、個性化する生活者のニーズに対応した財を適宜、的確に供給する流通システムを構築することが必要である。生活文化あるいは個々人のライフスタイルは、産業側の提案と消費者側の選択との相互作用の中から生み出されるものであり、こうした触れ合いを流通が支援することは重要である。そのため、新たな生活の仕方や楽しみ方を提案するとと

もに、消費者の提案を受け入れるような店舗づくり等を進め、また、物販といった従来の機能に加え、各種情報及びサービスの提供その他の新たな機能を複合した業際的産業へ脱皮していくことが重要である。また、パソコン通信を利用した新たな流通チャネル等の形態を進める必要がある。

③国際化の推進

消費者の商品選択の幅を広げるため、製品輸入の促進を図り、開発輸入の促進、情報ネットワークを活用した個人輸入の促進等新たな外国製品流通チャネル形成を促進することが重要である。また、国内における海外流通産業との提携等流通産業の国際化を図ることが必要である。

④商業集積の推進

消費そのものの過程を楽しみ、豊かな時間の消費を求める消費者のニーズに応え、ハイクオリティ・ライフを空間的にも豊かにすべく、サービス、レジャー、リゾート等の機能を多角的に複合した商業集積の形成を図ることが重要である。

ゆとりと豊かさ政策小委員会名簿

委員長 木村 尚三郎 東京大学名誉教授

井 上 毅 日本経済新聞社常務取締役

入 交 昭一郎 本田技研工業㈱専務取締役

浦 上 隆 男 殖産住宅相互㈱代表取締役社長

岡 本 美 彦 ㈱高島屋専務取締役

加 藤 秀 俊 文部省放送教育開発センター所長

日 下 公 人 ㈳ソフト化経済センター専務理事

小 山 敬次郎 ㈳経済団体連合会常務理事

坂 本 春 生 ㈱西友顧問

島 田 晴 雄 慶應義塾大学経済学部教授

鈴 木 義 雄 ㈱鈴屋代表取締役社長

関 沢 英 彦 ㈱博報堂生活総合研究所取締役主席研究員

高 木 剛 ゼンセン同盟書記長

中 西 陽 一 石川県知事

錦 織 璇 全国中小企業団体中央会常務理事

林 雅 子 建築家

福 原 義 春 ㈱資生堂取締役社長

水 野 正 人 ミズノ㈱代表取締役社長

三田村 之 弘 ㈱イトーキ代表取締役社長

宮 野 素 行 ㈳余暇開発センター専務理事

三 好 俊 夫 松下電工㈱代表取締役社長

森 英 恵 ファッションデザイナー

山 田 スミ子 ㈳日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事

吉 岡 初 子 主婦連合会事務局次長

吉 田 春 樹 ㈱日本興業銀行取締役産業調査部長

(敬称略)